

第七十一回 参議院農林水産委員会會議録第十号

昭和四十八年六月五日(火曜日)

午前十時二十分開会

出席者は左のとおり。

委員長 亀井 善彰君
理事 佐藤 隆君
初村 瀧一郎君
工藤 良平君
中村 波男君
塩出 啓典君

委員

堀木 又三君
田口長治郎君
高橋雄之助君
棚辺 四郎君
平泉 沙君
堀本 宜実君
足鹿 覺君
杉原 一雄君
辻 一彦君
沢田 実君
塚田 大願君
櫻内 義雄君

國務大臣 農林大臣 鈴木 省吾君
農林政務次官 三善 信二君
農林大臣官房長 内村 良英君
農林省農林經濟局長 伊藤 俊三君
農林省農畜園芸局長 池田 正範君
農林省食品流通局長 中澤 三郎君
農林水産技術會議事務局長 荒勝 巖君
水産庁長官 官出 秀雄君
事務局側 常任委員会専門員

説明員

環境庁水質保全 山村 勝美君
局水質管理課長 三浦 大助君
厚生省環境衛生 岡部 祥治君
局食品衛生課長 野村 司君
厚生省環境衛生 界 司君
局乳肉衛生課長 大久保喜市君
通商産業省繊維 運輸省港灣局技 術参事官

本日の會議に付した案件

○理事の辞任及び補欠選任の件

○日本てん菜振興会の解散に関する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○農業近代化資金助成法及び農業信用保証保險法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○農水産業協同組合貯金保險法案(内閣提出、衆議院送付)

○農林中央金庫法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○農業協同組合法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○参考人の出席要求に関する件

○委員派遣承認要求に関する件

○委員長(亀井善彰君) ただいまから農林水産委員会を開会いたします。

○理事の辞任についておはかりいたします。

○園田清充君から文書をもって都合により理事を辞任したい旨の申し出がございました。これを許可することに御異議ございませんか。

○委員(亀井善彰君) 御異議ないと認め、さよ

う決定いたします。

○委員長(亀井善彰君) この際、理事の補欠選任を行ないたいと存じます。

○理事の選任につきましては、先例により委員長の指名に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

○委員(亀井善彰君) 御異議ないと認め、さよ

○委員長(亀井善彰君) 日本てん菜振興会の解散に関する法律案を議題といたします。

○前回に引き続き質疑を行ないます。質疑のある方は順次御発言を願います。

○塩出啓典君 それでは最初に、三十四年二月五日の政府の「甘味資源の自給力強化総合対策」では昭和四十三年の砂糖の需要量五百二十万トン、そういうような予想を立てておいたわけでありま

すが、実際には、三十六年で五百五十二万トン突破して非常に需要量が大幅に狂ったわけであり

ますが、大体農林省の予想は狂うことが非常に多いわけですね。いつもそれを、あとから何だかんだ

という理由づけをするわけですが、やっぱり農林省のそういういろいろな予測というのは、農民

の指針になるわけですから、そういう基礎になる数字がこのように狂うということは非常に問題だ

と思うんですけれども、どういってわけですか。

○政府委員(伊藤俊三君) ただいま先生御指摘の

ように、四十三年の需要の見通しというものがかなり違いが生じたことは事実でございます。これは昭和三十年代から四十年代の初めにかけての日本経済の急速な成長というふうなものに伴いまして国内の消費というものが伸びたというように私

どもは考えておるわけでありまして、砂糖の消費と

いうのは、大体国民所得の伸びに伴って伸びてくるといふようなことでございますが、この間における国民所得の伸びというものが非常に大きかったというふうなこともよるのではないかとお

次第でございます。

○塩出啓典君 非常に国民経済が予想以上に発展をしたということでございますが、昨年の「農産物需給の展望と生産目標の試案」、これを見ますと昭和五十七年には約四百万トンになると。これは一体どういう根拠で、四百万トン、いわゆる三百九十七万四千トンになるといふ、そういう計算

になりますか、その計算の根拠を示してください。

○政府委員(伊藤俊三君) 国民生活の必需物資である砂糖の需要の見通しにつきましては、先ほど申し上げましたように、所得の伸びというふうな

ことにも関連するわけでございまして、五十七年度の砂糖の需要というふうなことにございまして、過去の伸びと、それから実質消費支出の傾向等から推定をいたしまして、四十五年の約一・四倍というふうなことで推定をいたした次第でございます。

○塩出啓典君 それで、この砂糖の国際的ないわゆる需給関係ですね、非常に砂糖の国際価格もたんだん上がってきておる。そのように聞いておるわけでございますが、今後のやはり見通しといた

しますか、そういうものについては農林省としてはどのように考えておるのか。

○政府委員(池田正範君) 国際糖価でございますので私からお答え申し上げます。

最近の世界の砂糖の消費量は大体三〇％ぐらいの率で毎年伸びてまいっておりますが、一九七一年から七二年までの間の砂糖の消費量は、七千六百万トン、これを上回る水準に達しております。ところが、砂糖の生産のほうは足踏み傾向でございます

まして、特に一九七〇年から七一年にかけてのキューバの減産が非常に大きく響いておるわけ

ございます。同じ七一年と七二年におきますところの砂糖の生産量が七千三百五十万トンというところで、ここ数年間それから先もしばらくの間はかなり窮屈な状況に置かれるのではないかと。ただ、最近の情勢によりますと、キューバの増産対策が多少実を結びまして、前年よりはさらに増産が見込まれるといった情報が入っております。したがって、供給力といたしましては、前年の七千三百万トンをこえる供給力が見込まれる。しかし、消費量のほうは、大体七千六百万トンをベースにしてさらに伸びていくと、FAOの統計等でも大体年率二・八%で伸びていくというような見込みを立てておりますので、需給状況全体としてはやはりタイトで進まざるを得ないだろう、こういうように見込んでおるわけでございます。

そこで、御承知のように、昭和四十四年に国際的な砂糖相場の中心——ロンドンの相場を申し上げますと、ポンド当たりで、三十七ポンド三十七でございましたのが、四十六年にはこれが六四・四九ポンド、四十七年に入りまして急激に上がり始めまして、最近では九十ポンドをこえて百ポンドをこえるというような瞬間的な風速も出ております。したがって、従来から見ますと、国際的な相場というものはかなり高目に推移をするということを見越していいかと思えます。

そこで、農林省といたしましては、これらの高目の相場をそのままでは買っておるわけではございませんで、砂糖協定を国際的に現在結んでおりますが、本年一ぱいで現在の砂糖協定の年限が切れるわけでございますけれども、これは、つい先般まで——昨年まではポンド当たりで六セント九十五でこの協定期間の取り引きが行なわれておりましたが、最近に至りまして、御承知のドルの切り下げが行なわれました。約一〇%の切り下げに伴いまして、御承知のように主として供給側は発展途上国でございますので、したがって、ドルの価値の低下した分だけふやしてくれと。これは石油の場合と同じようなものでございます。そこで七セント六十というふうに現在上げて取り

引きをいたしておるわけでございます。したがって、全体といたしましては、大体七十ポンドをちょっとこえたところというふうなところで、しばらくの間は供給力の大部分がまかなえる。問題は、ことしの末までにこの協定の改定をいたします。その際の改定の中身のいかんによって日本の買いますところの砂糖の価格というものは変わってくる、こういうふうなことになるうかと考えます。

○堀出啓典君　そうすると、おそらく、新しい砂糖協定の内容は、大体、いままでは値段よりも下がることがはない、だんだん値段は上がっていく方向にあると、そういうふうに判断していいわけですか。

○政府委員(池田正統君)　現在のところ、具体的には上がるか下がるかを想定することはむずかしいでございますが、いま御指摘のように下がることはなかなかない。これはやはり上がる傾向でしばらくはいくであろうというふうに考えております。

○堀出啓典君　それで、農林大臣にお聞きしておきたいんですが、今後のそういう日本の農業におけるいわゆる野菜の占める位置でございますが、特に北海道を中心に現在はあるわけでございますが、今後、そういう野菜の作付等についてはどういう方向でいくのか。おそらく、砂糖の自給率を高めると、そういう点から、やはり、この北海道を中心として野菜の生産をふやすように作付面積もどんどんふやしていく。そういう方向にあるんじゃないかと思うのでございませうが、そういう日本農業の中において、てん菜というものをどういう位置づけに考えておるのか、それを聞いておきたいと思えます。

○政府委員(櫻内義雄君)　御質問にもございましたように、甘味資源の国内生産の振興については、国民の必需品でもあるわけでございます。そこで五十七年を目標に自給率を二八ないし二六%ぐらいにしたい。その中で、てん菜につきましても、昭和四十五年の作付面積が五万四千ヘ

クタールでございますが、これを七万七千ヘクタールぐらいに拡充をしてみたい。そして十アール当たりの収穫量を、四十五年で四トン三一でございますが、これを四トン九七、約五トンに引き上げていこう。その結果、昭和五十七年におきましては、生産量が三百八十二万七千トンというふうなふうに目標を置いておるわけでありませう。そのためには、四十八年の予算関係をごらんいただきますと、おわかりのように、てん菜大規模集産地推進事業とか、あるいはてん菜畑多目的散水施設の整備事業であるとか、てん菜輪作畑改良事業であるとか、てん菜共同育苗施設設置事業であるとか、こういうような各種の事業を遂行しながら、ただいま申し上げたような目標に向かってまいりたい、このように考えておる次第でございます。

○堀出啓典君　それで、今日まで砂糖の自給率を高めるといふ方向でできたわけでございますが、しかし最近、年々自給率も低下しているわけですね。また作付面積も、昭和三十年から昭和四十年ぐらいまではふえておりましたが、四十年代になってはあまり作付面積もふえてない。まあそういうような現在の状況の中で、こういうような、なぜ作付面積等がふえないのか。まず、農林省はそれはどういうふうに考えておられますか。

○政府委員(伊藤健三君)　てん菜につきましては、ただいま大臣からお答えがありましたように、従来からその生産の振興をはかっておるわけでございますが、てん菜の生産の一番の問題といふのは、やはり何といたしましても、労働力を非常に多く必要とする作物であるということでありませう。十アールあたりの労働時間が、小麦だとか、豆類の二倍以上の労働時間でございます。こういったことが、やはりてん菜の作付面積の伸び悩みの最大の原因になっておるといふことでございませう。そういう意味で、私もといたしましては、てん菜を今後伸ばしていく上から省力的な技術体系というものが必要であるということをお考え

ておるわけでございます。で、てん菜振興会のほ

うでいろいろつくり出した品種というものも、単胚品種、Tの一〇一三——この前も御説明申し上げましたが、一〇一三という単胚品種は省力的な品種でございます。また、この省力的品種をもとにしたが、その普及をはかりながら、機械化を進めていくということ、これが一番重要なことであろうというふうに考えておられて、そういう方向でてん菜の振興をはかっていくことが一番必要である、かように考えておる次第でございます。

○堀出啓典君　そうしますと、そういう方向は大體わかりました。

それで、いわゆる省力化のできる非常に手間のかからない品種を普及していく、それから機械化をして省力化していく、それで四十七年十月の「農産物需給の展望と生産目標の試案」にも「十年後のてん菜生産は、中・大型機械化体系の導入、普及により、「集団的生産組織」によって行なわれることとなる。」と、そういうようなことが書いてありますが、これはおそらく「なるう」ということは、そういう方向に、農林省としても当然目標ですから、力を入れていくということなんです。単なる競争の予想みに、こうなるであろうということ、客観的に予想するのは、農林省としてはまことに無責任でありまして、こういう文章は全くわれわれはよろしくないと思っておりますが、意図するところは、やっぱり十年後のてん菜の生産は、このように全面的に集団的な生産組織になるように推進をしていくと、そのように考えていいわけですか。

○政府委員(伊藤健三君)　そういう方向で私も努力すべきものと考えております。

○堀出啓典君　そういたしますと、現在はどうなんでしょうか。中・大型機械化体系の導入とか、あるいは集団的生産組織になると、そういうことも、これは十年後に一べんになるわけではなく、やはり毎年毎年、ことしはどの線、ことしはどの線までいくと、そういう作業の集団化に対しては、当然、土地の基盤整備というものを並行し

て行なわなければならないわけですが、その双方相まって、やはり十年後の目標に対して、具体的な年次計画——先ほど農林大臣は、今年度は、いろいろなこういってん菜についての項目をやっておると、項目をやっているからいいというのではなく、そういう一つ一つの項目が、来年はこれだけ、再来年はこれだけ、十年後にはこままでいくんだという、そういう見通しのもとになされていかなければいけないと思うのですが、そういう点、こういう大型機械の導入、集団の生産組織の姿というのは、現状ではどの程度まで進行しているのか、そうして十年後にはこうなっていくという大体的計画はどうなっていますか。

○政府委員(伊藤俊三君) てん菜の栽培の機械化というようにござりますが、従来からも努力をいたしておりますが、最近の生産調査というふうなものを見ますと、てん菜の十アール当たりの労働時間が四十三・六時間でございます。私どもが考えております大型の体系によりまして、十・五時間ぐらいにそれを切り詰めたいということでございます。で、そういうように労働時間を短縮いたしますためには、かなり大きな機械を入れていくことが中心になるわけでございます。私どもの試験研究の過程で、最近大型の機械の導入というものが可能である、こういったものが機械の導入によって深耕の効果も出る、それから融雪直後の耕起の能率が高められるというふうなことも考えて、大型機械の導入ということをやろうに努力をしたいと思っておるわけでございます。もちろん全部が大型機械になるというわけでもないというように考えておりますが、そういった大型機械の導入の困難なようなところでは、四十ないし六十馬力ぐらいのトラクターを中心とする中型の機械というふうなことも考え、両方並行してやっていくというふうなことも考え、一応五カ年計画で三十二地区、一地区が百ヘクタールぐらいのもの三十二地区、まず四十七年から五

カ年計画で導入をしていきたいというふうな考え方を私どもでは持っておるといふようなことでございます。

○塩出啓典君 そうすると、いまいわゆる全国の五万何千ヘクタールのうちで大型機械を進めているのがいま何ヘクタールぐらい、中型機械が何ヘクタールぐらい、その他がどれぐらい。それから十年後には集団的な栽培にしていこうということですが、現状では大体的な栽培にしていこうというふうな程度までいっているわけなんですか。

○政府委員(伊藤俊三君) 従来から入っておりますが、三十馬力以上のものをとりますと、約九百台ぐらい四十六年までの間に入っております。百馬力ぐらいのものもまだ一台ぐらいでございますが、現在までに大型で入っておりますものが六十四地区に入っております。いづれもこれは集団的利用ということに入っております。逐次増加していきたいというふうな考えておるわけでございます。

○塩出啓典君 だから、私は面積を、台数じゃないに、大体五万七千ヘクタールのその面積、結局四十一年から五カ年計画で、五カ年計画であつたら、四十一年から六年で終わるわけですからね。

○政府委員(伊藤俊三君) 四十七年。

○塩出啓典君 四十七年から……だから、これから始めるわけですね。そうしますと、まず現状です。で、大型機械が入っている。そういう大型機械を導入して集団的な栽培をやっている面積というのは全体の大体何割ぐらいを占めているかという、そしてこの五カ年計画が済んだ場合には大体それが何割ぐらいまで上昇していくか、それを知りたいわけですよ。大体的目安でいいですよ。

○政府委員(伊藤俊三君) 私ども現在まで、先ほど申し上げたように六十四台入っておりますが、百ヘクタールにいたしますと、六千四百ヘクタール程度になるわけでございます。将来大型で考

ておりますものは一万六千二百ヘクタール程度、大型による機械化ということを考えております。

○塩出啓典君 これはじゃ、将来というが、いわゆる五カ年計画が済んだ段階で……。

○政府委員(伊藤俊三君) そういうことです。

○塩出啓典君 そうしますと、五カ年計画だと五十二年ぐらいですね。さらにそれからあと五十七年までに七万七千の半分ですから、いわゆる三万何千ヘクタールまで持っていくと、そういうふうに理解していいわけですね。——そういう点、ひとつただ単なる目標ではなしに、やはりその目標の達成に至る土地の基盤の整備とか、機械の導入とか、そういうようなことが並行して行なわれなければいけないのじゃないかと思うのです。

そこでちょっと私聞きたいのですが、北海道でも、非常に、全域ではなしにてん菜がいわゆる十勝地域とか、あるいは網走地域ですか、そういうところ非常に集中しているわけですね。

で、やはりてん菜というものは天候にも非常に強い。まあ最近お米もだんだんそういういい米をつくるということになってまいりますと、天候に対しても非常に弱いわけでございます。しかも単位時間当たりの収入ということから考えれば、かなりてん菜がいい。これは農林省の説明ですから、真偽のほどは私わかりませんが、そういうことであるならば、やはり今後国際的なそういう砂糖の値段も上がっていくという時代を背景にして、かなり北海道等においてはほかの地域もてん菜をもっと伸ばしていくべきではないか。当然そうふえてこなければならぬと思うのであります。しかし、実際には、ほかのところはあまりふえてない。これはやはり何か特別な理由があるのですか。

○政府委員(伊藤俊三君) やはりてん菜というのは、ある程度の経営規模を持たないと、なかなかやりにくいような点もあるわけでございます。で、従来いろいろな地域でいろいろ努力もなされたわけでありまして、やはりいままでのところでも適地、大規模な経営というふうなものが可能な

ところということで、先ほどお話がございました十勝でありますとか、網走、そういった畑作地帯でてん菜が非常に伸び、着実な地盤を持っている、こういうことであらうかと思つて。私どもとしましては、やはり今後てん菜を伸ばしていく上からいって、われわれが努力をすべき対象としては、水田地帯もあるのではないかと。特に米作転換というふうなことを私も考えておりますので、水田地帯にもいろいろ伸ばす努力をいたしております。水田転換で、現在までに、四十七年までに二千四百ヘクタール程度すでに転換できておりますが、こういったものをさらに伸ばしていくというための必要な施策も講じたいと思っております。ただ、排水が不良でございますと、なかなかてん菜が入りにくいというふうなこともござりますので、そういったことも考えあわせまして、てん菜の作付を伸ばしていくための努力を傾けたいと思っております。

○塩出啓典君 それから沖繩のサトウキビが、私どもがいろいろ資料ではだんだん減っております。に思つておりますが、国全体としては、砂糖の自給率を高めるといふ方向において、沖繩のサトウキビについては、農林省としてはどう考えているのか、やはり沖繩のサトウキビは今後、沖繩等においては、農業といえどもサトウキビあるいはパイナップル、そういうものしかないわけでありまして、やはりわれわれの考えとしては、サトウキビやパイナップルがその畜産と一緒にすれば、サトウキビの穂先とかあるいはパイナップルのかすとかが、そういうふうな印象を持っておるわけでありまして、この最近の状況を見ますと、沖繩のサトウキビはだんだんだんだん生産量も減ってきておる。これはどうするつもりなんです、沖繩のサトウキビは。

○政府委員(伊藤俊三君) 先生御指摘のように、沖繩県における農業の基幹作物としてサトウキビがきわめて重要な地位を占めております。四十五年の資料であります、作付率が六三%、農業粗

が本年奨励品種となりまして、指定されまして、普及段階に入ることになったわけでございます。このほか、まだあとに続くような品種も出てきておるわけでございまして、そういうような品種も出てきておるわけでございまして、非常に短い期間でございまして、本来てん菜の品種の育成ということにはかなり比較的短い期間にこれだけの品種をつくりあげるといふようなことができた、またもう一つ、栽培技術の改善の面あるいは病虫害の防除技術の確立の面でもかなりの成果をあげております。わが國の、従来てん菜の栽培で一番大きな問題になっておりましたものは褐斑病という病気がございまして、この褐斑病につきましても、非常に効果の高い防除法というものが開発されました。そういうことと相まちまして、てん菜振興会というものの仕事というものが段階まで到達をした。欧米の水準に、かなり負けないような水準まで到達をいたしました。こういうようなこともございまして、この際てん菜振興会を解散して國が引き継いだらいかかと、こういうようなことを考えた次第でございます。

○塚田大願君 一般的なことはよくわかっておるので……。私が質問をしたのは、T一〇一三といふふうな、具体的なこういう成果があつたと、これは確かに私も評価していいんではないかと思つてございまして。それで、このたびのこのように解散という措置になつたわけですが、そこでお聞きしたいんですが、このT一〇一三、これはことし一月十九日でありまして、北海道の奨励品種と決定された。そこで御伺いしたいのは、じゃあこの日本てん菜振興会の解散というのは、一体いつきめられたのか、その時期ですね。この解散の方針としてきめられたのはいつであつたのかということをお聞きしたい。

○政府委員(伊藤俊三君) 昨年の予算編成の段階で、昨年といひますか、本年、四十八年度の予算編成の段階でございまして、それは農林

省として決定されたかもしれないんですが、昨年の予算編成の時期に、しかし少し話が違ふんじやないかと思ふんです。

私、ここに行管から出されました、昭和四十二年十月十一日付閣議口頭了解という文書がございまして、つまり五年前であります。この五年前の閣議口頭了解の文書に、これははっきり書いてある、五番目に、「日本てん菜振興会は、優良国内品種の完成する昭和四十七年をもって廃止し、以後國で行なうべき業務は、國立の試験研究機関において行なうこととする。なお、てん菜研究所支所はすみやかに廃止する。」「五年前にこういう方針はきまっておつたのじやないですか。そのことをお聞きしたのでありますが、それはどうですか。

○政府委員(伊藤俊三君) ただいま塚田先生の御指摘のような閣議の了解というものがあつたことは事実でございますけれども、最終的に、てん菜振興会を解散するということが政府の方針が最終的にきまりましたのは、本年度の予算編成の過程であるということでございます。もちろん四十二年には、てん菜に関する試験研究があるいは育種の問題について、かなりの進展が見られつつあることも考える。そういう育種の過程で出てきますものが、どういふものが期待できるかというふうなことも、ある程度考えた上での閣議了解であつたかと思ふ。

○塚田大願君 何か歯切れの悪い答弁なんです。それはだれが聞いていてもちよつとはっきりしない。わかからぬです。ここにちゃんと文書がはっきり出ているのだから、五年前に、昭和四十七年にこれを廃止すると、日本てん菜振興会、こうまあは、さう閣議口頭了解でありませうけれども、これが出ておる。そこで私は申し上げたいのは、品種の育成といふふうな問題、つまり研究といふふうな問題、十年や十五年かかると、さつき局長は非常に早い時期に、この今度の研究の成果があつたと言われたのですが、実際さうだろうかと思ふ

のです。まず十年、二十年かかるのが常識だろつと思ふ。ですから、研究といふものはもうちょっと試行錯誤をやりながら、改良改善がされていくわけですから、五年前にこの優良品種がもうできるのだと、こうきめてしまつて、もう解散の方針をきめておるといふのは、私はこれは行政の姿勢としては間違つておるのじやないかと思ふ。さつきも話が出ましたが、まあ農林省は何か競馬の予想屋か、あるいは予言者か、あるいは千里眼でも持つておるかと思はれるような、そういう行政サイドからの予想ですね。こういうものを立てて、もう解散をきめていたということ、私はこれは行政の姿勢として問題があるのじやないか。これは大臣にお聞きしたいのでありますけれども、はたしてこういう姿勢でいいのじやないか、このことをお聞きしたい。

○國務大臣(櫻内義雄君) 純粹の試験研究といふ見地からいたしますと、ただいま塚田委員の御質問の御趣旨は私もよく理解のできますところでございます。ただ、ただいま御指摘がございまして、四十二年十月の閣議で、口頭了解がございまして、さらにもう一段階四十五年の十一月の閣議において、さらに同様の趣旨のことが確認されながら、さうしてことしの予算の編成期を迎えたと思ふのであります。当時の了解の趣旨と現実とが、先ほどから局長より御説明を申し上げておるよう、T一〇一三が本年奨励品種となると、優良国内品種が完成を見た、一つの段階を踏んだと、こういうことでまあその純粹試験研究をさういふ措置ができたといふことからは御批判があると思ひますが、同時に、事実として、さうしてまいりましたので、本年七月末をもってこの試験研究機関は國において継承するということを予算編成のときに決定をした。こういうことでございます。

○塚田大願君 確かに大臣がおっしゃる通りに、事実としてT一〇一三がございまして、これが奨励品種の時点においては、それは了解できるんです。

ただ、それがことしの一月奨励品種にならなかつた場合に、一体この閣議了解とどういふ関係になるのか、これが問題がございまして、私は御質問したわけでありまして、大体いまのお話で了解いたしました。しかし、ただ研究に対する姿勢としては、これは質問が何回もございまして、けれども、今後支障がないのか、研究上、こういう不安といひますか、疑問もあるわけでありませうけれども、これに対しては支障がない、質は落とさない。こういう答弁も何回か聞きましたが、今後やはり試験研究が、道や國に移管されました、この研究者の意欲といふものをそぐような指導であつてはいけないのではないかと、やはり行政と技術研究といふものは常に両方相まちなせんと、ほんとうに正しい政治のあり方といふものは生まれてこないと思ふ。私には今度の行政のあり方と今度のこの問題といふのは今後の行政のあり方といたしましては、私は注意していただきたいと思ふんですが、これもひとつ大臣から御答弁願ひたいと思ひます。

○國務大臣(櫻内義雄君) ただいまの御指摘の点はもうおっしゃるとおりだと私も思ひます。試験研究の重要性は言うまでもないでございます。試験が足りるものではございませぬ。幸いに、続いてT一〇一七、T一〇二二等がほぼ完成の時期にもまいつてきておるような次第でございまして、さらに一そう研究を進めていく、さういふ点から予算の面におきましても、行政機構の上におきましても、欠くることのないように十分注意していかなければならない、そのように私も考えておる次第でございます。

○塚田大願君 じゃ、続いて研究体制の問題を具體的に御質問したいと思ふんですが、まあ研究体制といひても、要するに、人員、それから予算、こういう問題になります。

そこで、まず人員のほうからお伺ひしますが、農林省からいただきました資料によりますと、大體現在三十二名の研究者がおられる、てん菜振興

会には。これは畑作の中では、わりあいに充実したほうだろうと思っておりますが、これが国立の試験場に移管された場合でも、これは人員というものは減らさないということを確認できるでしょうか、この点をお伺いします。

○政府委員(中澤三郎君) お答え申し上げます。

ただいまお話しございましたように、てん菜振興会のでん菜研究職員は三十二名おりました、国に引き継ぐに当たりましたは、北海道農業試験場のてん菜部といたしまして、この三十二名に相当する定員増を行ないますとともに、研究プロパーの部門に従事する職員をそのまま研究に従事させる措置を講じておりますので、従来の規模をそのまま移管する。こういう措置をとっているわけでございます。

○塚田大願君 いま、てん菜の研究者のほうは減らさないというお話でございましたが、しかし、農林省としてみれば、政府の方針、いわゆるこの定員削減の方針を具体的に実施しておられるわけでありまして、そこで、この試験研究の場合もこれは例外ではないのでございまして、やはりこの資料を見ましても、比率は他の部門よりも少し低いようでありまして、現実にはやはり毎年少しづつ減っております。この定員削減の問題につきましては、農林省としてはどんなふうにお考えなんですか。

○政府委員(中澤三郎君) 御案内のことと存じますが、国家公務員の定員削減につきましては、現在第二次定員削減が進行中でございます。四十七年、八年、九年と、三カ年計画で、行政機関各部署が定員の削減を受けているわけでございます。研究機関も同様でございます。しかし、研究ということの特殊性を考慮されまして、その削減率が一般行政部署の職員よりも小さく定められておるわけでございます。農林省におきましては、この小さく定められております削減率をさらに研究の特殊性、重要性から特殊な配慮をいたしまして、大幅な軽減をはかっているわけでございます。いま申し上げました通常の削減でございます。

れば——これは推定の数字でございますが、現在まで約八十名ほどの定員が削減されるべきところを現在三十名足らずで押えているというふうな努力はしているわけでございます。といひましても、絶対数が今後少しくずつでも減らないというわけにはいきませんので、これまでの研究のあり方自身に再検討を加える。つまり単なる経常研究による研究体制ということのほかに、プロジェクト研究あるいは大学とか民間の予算をとりまして、研究部門の協力を求めるというふうなこと、あるいはまた先ほど御質問の趣旨にもございましたような、研究意欲の向上をはかるための研究環境の整備とか、あるいは研修、留学というふうな措置を講じてまして、この研究の実質的な成果の水準が下がるというふうなことがないように努力しているわけでございます。

○塚田大願君 確かに農林省としても一生懸命にいろいろ努力されているんだと思うんですけども、しかしやはりこの現実ではかなり減っております。たとえば地域農業試験場、これは七つございまして、この地域農業試験場の定員の推移を見ますと、この地域農業試験場におきましては四十七年から四十七年の間、つまり七年度間で一五・一％減っております。北海道農業試験場におきましては、この七年間で一五・九％減っております。こういうぐあいでの試験場を具体的に見ますと、この七年間という期間ですけれども、やはり相当減っております。あるいは分野別の推移の状況を見ましても、畜産、園芸部門におきましては、これはふえております。これはけっこうなことでありまして、それと逆に農事に関しては減ってきておる。三十六年度に比較いたしますと四十七年度は百五十五人減っております。こういう数字がございまして、たとえば二十歳代の研究者というのは毎年減っております。それから三十五歳以上の研究者はふえておる。つまり新しく研究者を採用しない。こういう

ことからの年齢構成の変化というものが生まれておると思うんですけども、こういうふうに見ますと、やはり研究の将来、技術研究の将来というのには、私は非常に問題があるのではないかと、このいい研究はできない。やっぱり研究なんというものは、むしろ日進月歩ですから、人間はどんどんふえていかなければ理屈に合わないんじゃないかと思っておりますが、逆に減っております。そういう関係から見まして、私はいまの定員削減の問題は、これはやっぱり総合農政推進のための一つの研究体制の再編成というふうなものではないのかという疑問を私は持つわけでありまして、

しかし、一方考えてみますと、たとえば米の減反問題が最近問題になりまして、やはり今度はおもっと米もつくらなさいかめとか、食糧は不足してきた。こういうことで、日本の農政の転換もあらためて再検討されなければならぬという時点にきているときに、いままでの研究をもっと発展させるのではなくて、これがしりつぽみになるようなことでは、日本の農政にとりましては、日本の農業の発展にとりまして、一大事ではないかという感じがするわけでありまして、

そこで、私、研究者の意見もいろいろお聞きいたしましたし、農林水産技術会議から出ております「研究情報」を毎号拝見しておりますけれども、この研究者の御意見を聞きますと、いろいろある。たとえば稲作減反以来、がくんとまわっている。たとえ稲作減反以来、がくんとまわっている。た、研究者自身の研究意欲が落ちてしまっていることが非常に気になる、というふうな御意見であるとか、十年もほかのことをやっていた研究者に、新しいことをやれと言われても、そう急に変わる身はできないではない。いろいろ悩むといいますが、苦情もいいますか、不満もいいますか、そういうものが、この雑誌一つ拝見をいたしましたも、たくさん出ておるわけでございますけれども、こういう問題をやはり真剣に受けとめていただいて、科学技術の発展、研究の発展というものにひとつ農林省としては努力していただかなければ

ばいけないんじゃないかと思っております。しかし、これは一般論としてでございますから答弁はけっこうであります。

次に予算のつけ方の問題についてお伺いしたいのですが、予算のつけ方も資料を拝見いたしますと、最近、経常研究費というものはそれほどふえていないのでありますけれども、プロジェクト研究費というのは相当比率が毎年高まっております。これは現在経常研究とプロジェクト研究の比率が二対一ぐらいになっておるんですね。——もっと高いようで、四十七年度の数字を見ますと、六四％と三六％でありまして、二対一以上の比率になってきておりますが、しかしこの研究者の意見などを聞きますと、やはり研究というのは、経常研究が基礎なんだから、経常研究が八〇％ぐらいでなきゃいけない。いわゆる特殊研究——プロジェクト研究というのは二〇％ぐらい、これが大体妥当な比率なんだ、こういうふうな一般にいわれております。私もそうではないかと思っております。やはり基礎的な研究というのは、目に見えるものにはありませんけれども、しかしやっぱりこういう基礎があって初めて非常な優秀な成果を生むことができるのではないかと、こう思います。もちろん私、特殊研究——プロジェクト研究を否定するわけではございませんけれども、ただ全体としての研究はそうあるべきではないかというふうな考えはしておりますが、その点はどうでしょうか。

○政府委員(中澤三郎君) 試験研究費に占めます最近の経常研究費とプロジェクト研究費の割合の推移は、ただいま先生御指摘のとおりでございますが、四十八年度で申し上げますと、ほぼ六四％の割合になっておるわけでございます。逐年プロジェクト研究費の占める割合がふえてきておるのことは事実でございます。ただ、これがどのくらいの割合が適当かというふうなことは、まあ勸で申し上げますが、六四％が限度ではないかという感じは持っております。したがって、理想的な

ばいけません。理想的な

観点から言いますと、あるいは先生がおっしゃられるような八二二という割合があるいは理想に近い割合なのかもしれないと存するわけでございます。

ただ、先ほど申し上げましたように、全体の研究勢力そのものはなかなか拡大し得ないという現状でございます。研究部門に課せられる研究課題というものは、やはり農業の変化なり、社会の変化に伴いまして急に多くなっているわけでございます。ライフサイエンスとか、あるいは公害の問題もそうでございます。一部門だけの研究ではなかなかできないので、いわゆる学際的な研究に乗り出さなければ研究としていかながらという問題も数多く出てきておるわけでございます。したがって、従来行なわれてまいりました経常研究費というのは、御案内のように、人頭当たりの研究費で行なうものでございまして、現在のところ百万円未満でございます。こういう性格の規模あるいは範囲のものでは、ただいま申し上げましたような多方面にわたる大きな課題に対処できないというようになって、プロジェクト研究を含むというふうになってきたわけでございます。ただ、これがプロジェクト研究と申しまして、経常研究の成果の上に立ってプロジェクト研究そのものは進められる、つまり基礎研究があつてはじめて進められるというものでありますので、おのずから経常研究の成果の制約を受けますと同時に、実際問題といたしましては、このプロジェクト研究を含む場合に、各試験場の研究者の発案を経てというふうな手続をとっているものでございますので、いま御指摘のようない問題点は、実際問題として回避といえますか、限度を設けることができておると、こういうふうにも考えるわけでございます。しかし、そうかといひましても、現実にてきてくる問題を研究者自身が考えまして課題を組む場合に、研究者自身から出てくればプロジェクト研究はどこまでも伸ばしていいものであるというふうには考えておりません。御指摘の点は十分に注意してまいりた

い、こういうふうな考慮しております。

○塚田大願君 研究の問題でありますけれども、やっぱり私は研究者の自主性というものが尊重されるかどうか、これがまず根本じゃないか、私はこういうふうな考慮しているわけなんです。そこで、経常研究とプロジェクト研究というふうなものが出てくるわけでありまして、そこで、しかし私、先ほど申しましたように、特殊研究を否定するわけでもないし、またいまの御答弁で、その研究者の発案をいろいろな計画を立てておられると—これならば私はけっこうだと思つておられるのですが、しかし現実的には、研究者の発案と自主性といったようなものはあまり実施されない。どっちかという、当面の行政上の必要の面から仕事は、研究面の課題が出てくる、こういうことだろうと思つておるんです。

そこで、私は特別研究の場合でも、これを民主的におやりになるということがやはり重要ではないか。研究者というものはやはりみんなこれはもう一國一城でありまして、自分の信念というものを持っておるわけでありまして、研究者自身がプロジェクトをつくつて必要なことをやつていく、それで必要な研究に対しては金を出す。これは金は出すが、口は出さないという本来の研究に対する姿勢の問題ではないかと思つておる。行政の必要から研究というものを押しつけるのではなくて、やはり科学技術の研究というものは、それぞれの専門的な立場からいろいろ計画を立てて自主的に進めていく、これが大局的に見れば天下国家に非常に大きくプラスする、こういうものでなければいけないんではないかと思つておる。つまり、金は出すが、口は出さない、こういう基本姿勢について今後、農林省はひとつ前向きにやっていたらいいかと思つておる。この問題についてはひとつ大臣から御答弁願いたいと思つておる。

○国務大臣(櫻内義雄君) 試験研究費は出すが、あまり口をはさまない。お話をよくわかつておるわけでございます。試験研究に従事する者が心魂を傾け

て試験研究ができるようにしむけていく、行政面では必要な予算を十分確保していくことが、これがまず第一であろうと思つておる。ただ、いろいろ試験過程において不必要な口出しをするというところは、いかかと思つておるが、しかし、この試験研究を大いに奨励していくと申しましようか、高揚していくと申しましようか、そういう面から扇動的な、啓発的な発言、内容ではない、ことではないかと、かように思つておる。しかし、ただいまいろいろ御意見をちょうだいいたしました。それらの御意見は十分踏まえて、今後の研究体制の上に役立ててまいりたいと思つておる。

○塚田大願君 いまの問題はもの考え方、研究に対する基本的な姿勢の問題を私は申し上げたんで、全く行政が何の発言もしないというところではないわけでありまして、これは常識的に理解していただけたらどうだろうと思つておる。そんなでたらめな研究というものがあつたことを考えて、前提にして申し上げておるのではなくて、みんな一生懸命に研究を、よりよいものをつくらうと思つておる。研究者の方はやたらにしゃべるを前提にして、いまのような基本的な考え方の上で立て、ひとつ積極的な援助、指導、協力はしていただかなければいけないと思つておる。

時間も参りましたから最後に一つだけ質問いたしますが、これは普及の問題であります。優良品種の普及の問題。今後T-10一三をどういうふうにして普及していくかという問題でありますけれども、これは、この間からの各委員の質問によりまして、当然今後とも、国が、道農業団体と相談をしてやっていくというお話でございましたが、当然私は、これは一番大事な問題ではないかと思つておる。普及の問題。せっかくいい優良品種ができた、しかしこれが普及されないのでは、これは問題にならないので、今日ようやく第一歩を踏み出したばかりでありますから、これをどう

やって普及するか、ここに政治のやはり一番大きな課題があらうかと思つておる。

そこで私、大臣にひとつ提案を申し上げたいんですけれども、国でやる、やると、口先だけでは、これはしようがないのでありまして、具体的なひとつ措置をとるべきではないかという提案であります。これは大臣も御承知のとおり、主要農作物種子法というものが今日ございまして、昭和二十七年に制定された法律でありますけれども、今日この主要農作物種子法に適用されているのは、稲、大麦、裸麦、小麦、大豆—その後大豆が追加されました。この五品目がこの種子法によって補助金を受けておるわけであります。この原種、原々種の種子の普及ということはどういうわけに法的にも裏つけていく必要があるのではないか。特にこのてん菜法、先ほど甘味資源の重要性も出ましたが、これは私の提案というのは根拠がございまして、これは昭和二十八年に大豆がこの種子法に追加適用を受けましたときの衆議院の農林水産委員会におきまして、これは附帯決議として出ておるところでございます。つまり、今後政府は「本法の対象農作物を甘藷、馬鈴薯、玉蜀黍、菜種等の主要農作物にまで拡大する」云々と、こういう附帯決議が当時採択されておるわけでありまして、今日このてん菜の問題が非常に重要だということでございますから、私は当然この際このてん菜に対する種子法の適用も私は研究されてしかるべきだと思つておる。この点について最後に御答弁を願つて私の質問を終わります。

○国務大臣(櫻内義雄君) 私、正直に申し上げます。主要農作物種子法にこのてん菜を加えるべきかどうか、いまここに専門的な資料をちょうだいしたのであります。が、なまはんなかことを申し上げてもたいへん失礼でございますから、局長のほうから答弁させていただきます。

○政府委員(伊藤俊三君) お答え申し上げます。主要農作物種子法は「主要農作物の優良な種子の生産及び普及を促進するため、種子の生産についてほ場審査その他助成の措置を行なうことを目

的」としまして昭和二十七年に制定されているわけでありませぬ。先生たまたまお話しございましたように、大豆なんか途中で追加指定をされているような次第でございます。で、この法律の対象となっておりましては、稲、大麦、裸麦、小麦、大豆ということ、大体全国的に普及しているものが対象になっておられるわけでございますが、これは自殖性の一年生作物でございます。自花受粉でございまして、他花受粉の二年生の作物でございます。採種等が技術的に非常にむずかしい点がございまして、諸外国でも耕作者がみずから行なっているというふうなことでございまして、公的な機関でありますとか、あるいは製糖会社、特定の種子会社等が専門的に担当をするというふうなことは、やはり採種園の設置につきましては道の条例がございまして、適正な運営が行なわれるように措置をいたしておられるわけでありませぬ。で、採種園等の設置につきましては技術的水準でありますとか、立地でありますとか、種子の供給ということを考えながら、道がこういったものについての認可をするとかいう措置を講じておられて、そういうふうな意味で、てん菜の種子というものが適正に供給をされておられるように私どもは考えておる次第でございます。したがって、これについていま主要農作物種子法の適用をすべきであるかどうかということについてはなお問題があると思っております。

委員長(亀井善彰君) 他に御発言もなければ質疑は終局したものと認めます。

これより討論に入ります。御意見のある方は賛否を明らかにしてお述べ願います。——別に御発言もないようですから、これより採決を行ないます。

日本てん菜振興会の解散に関する法律案の問題

に供します。
○委員長(亀井善彰君) 総員挙手と認めます。よって、本案は全会一致をもって原案とおり可決すべきものと決定いたしました。

たゞいま可決されました日本てん菜振興会の解散に関する法律案に対する附帯決議案が、先ほどの理事會においてまとまっておりますので、便宜、私から提案をいたします。

日本てん菜振興会の解散に関する法律案に対する附帯決議(案)

政府は、本法施行にあたり、左記事項について遺憾なきを期すべきである。

一、てん菜の寒冷地適作物としての重要性にかんがみ、てん菜生産者及びてん菜糖製造業者の意見を十分反映させ、てん菜の生産振興を図ること。

一、てん菜に関する試験研究費等の確保を図り、試験研究の向上に努め、かつ、優良国内品種の普及対策に万全を期すること。

一、日本てん菜振興会の廃止にあたり、その職員の出遇について万全の措置をとること。

以上であります。

それでは本附帯決議案の採決を行ないます。

本附帯決議案に賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(亀井善彰君) 総員挙手と認めます。よって、本附帯決議案は全会一致をもって本委員会の決議とすることに決定いたしました。

ただいまの決議に対し、櫻内農林大臣から発言を求められておりますので、この際これを許します。櫻内農林大臣。

○國務大臣(櫻内農林大臣) ただいまの御決議につきましては、その御趣旨を尊重いたしまして慎重に対処してまいる所存であります。

○委員長(亀井善彰君) なお、審査報告書の作成につきましても、これを委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なし〕と御答へあり。

○委員長(亀井善彰君) 御異議ないものと認め、さよう決定いたします。

○委員長(亀井善彰君) 次に、農業近代化資金助成法及び農業信用保証保険法の一部を改正する法律案、農水産業協同組合貯金保険法案、農林中央金庫法の一部を改正する法律案及び農業協同組合法の一部を改正する法律案、

以上四案を一括して議題といたします。

まず、政府から趣旨説明を聴取いたします。櫻内農林大臣。

○國務大臣(櫻内農林大臣) 農業近代化資金助成法及び農業信用保証保険法の一部を改正する法律案につきましても、その提案理由及び主要な内容を御説明申し上げます。

農業近代化資金助成法は、昭和三十六年に制定された農業近代化資金助成法に基づき、農業者等に対する長期低利資金の融通を円滑にするため、主として農業協同組合系資金の活用をはかりつつ、運用されてきておりますが、現在その融資残高はおおよそ四千七百億円にのぼっており、農業者等の資本整備の高度化及び経営の近代化の推進に大きく寄与しているところであります。

また、農業信用保証保険制度は、農業者等の信用力を補完し、農業近代化資金等の融通の円滑化をはかるために創設されたものでありますが、現在農業信用基金協会の債務保証残高はおおよそ三千六百億円、農業信用保証協会の保険引き受け残高はおおよそ二千四百億円にのぼっており、この制度創設以来今日まで、農業の生産性の向上と農業経営の改善に大きな役割りを果たしてきたところであります。

これら両制度につきましては、制度創設以来、逐年制度の内容及び運用につき改善をはかってきたところでありませぬが、最近における農業者等の

資金需要の大口化、多様化の動向等に即応して、農業近代化資金その他農業者等の必要とする資金の融通の円滑化をはかり、あわせて最近における組合系統金融をめぐる諸情勢のもとにおいて組合系統資金の一その活用を資するため、農業近代化資金制度及び農業信用保証保険制度について、所要の改善措置を講じて制度運営に遺憾なきを期することとし、本法律案を提出した次第であります。

次に主要な改正点について御説明いたします。

まず、農業近代化資金制度の改善であります。これは農業者等の資本整備の高度化及び経営の近代化を推進するために行なうものであります。

改正の第一点は、貸し付け対象者の範囲の拡大であります。すなわち、農業者等または地方公共団体の主たる出資者、構成員または基本財産の主たる拠出者となっている法人で政令で定めるものを貸し付け対象者に加えることとしたしております。

改正の第二点は、貸し付けの最高限度額を現行の五倍に引き上げることでありませぬ。現在、貸し付け限度額については、個人農業者は二百万円、農事組合法人等は二千万円、農業協同組合等は五千万円とされておりましたが、これらについては、個人農業者は一千万円、農事組合法人等は五千万円、農業協同組合等は二億五千万円にすることとしたしております。

次に、農業信用保証保険制度の改善であります。これは農業近代化資金等の融通の円滑化をはかるために行なうものであります。

改正の第一点は、農業信用基金協会の会員資格の拡大であります。今回農業近代化資金助成法の改正により新たに農業近代化資金の貸し付け対象者とされる者に、同基金協会の会員資格を付与し、同基金協会の債務保証を受けることができることとしたしております。

改正の第二点は、保証保険制度の改善であります。その第一は、農業信用保証協会の保険に付することのできる資金の範囲の拡大であります。現在、同保険協会の保険に付することのできる資金

は、農業近代化資金及び総合資金制度にかかる運
転資金に限定されており、今回、この資金
の範囲を拡大して、農業者等の事業または生活に
必要な資金であつて農業経営の改善に資するもの
もその対象とする事といたしてあります。

その二は、保証保険にかかるとる保証額の範囲の
拡大であります。すなわち、現在保証保険にかか
る保証額は借入れ金元本に限られていますが、
これを改め、借入れ期間が政令で定める期
間以上である借入れ金については、借り入れ金
元本のほか遅延利息以外の利息を含めた額とする
ことといたしてあります。

改正の第三点は、融資保険制度の改善でありま
す。

その一は、保険の対象となる資金の範囲の拡大
であり、融資保険の対象となる資金を保証保険の
場合と同じく拡大することといたしてあります。

その二は、保険の対象者の範囲の拡大でありま
す。現在、融資保険の対象者は農林中央金庫のみ
となつておりますが、新たに、信用農業協同組合
連合会も融資保険の対象者とする事といたして
あります。

その三は、保険方式の改善であります。融資保
険の対象となる資金の範囲を拡大すること等に伴
い、現行の包括保険及び選択保険の区分を廃止し、
選択保険方式に統一することといたしてあります。

改正の第四点は、融資資金制度の改善でありま
す。今回、農業近代化資金以外の資金で農業経営
の改善に資するものを保険の対象に加えることに
伴い、農業信用保証協会は農業信用基金協会に対
して同基金協会のこれら資金にかかる保証業務に
必要な資金の貸し付けを行なうことができること
といたしてあります。

以上がこの法律案の提案の理由及び主要な内容
であります。

何とぞ慎重に御審議の上、すみやかに御可決い
ただきますようお願い申し上げます。

農水産業協同組合貯金保険法案につきまして、
その提案理由及び主要な内容を御説明申し上げま

す。

御承知のとおり、すでに銀行、信用金庫等の金
融機関につきましては、預金者保護の観点から預
金保険法が制定され、昭和四十六年四月一日から
その施行をみたのでありますが、信用事業を行な
う農協、漁業等につきましても、信用事業以外の
事業も兼営することができるとる等事業内容にお
いて他の金融機関と異なる面があることから、この法
律の対象とされなかつたのであります。

しかしながら、今日、農業、漁協等の貯金量は
全国の預貯金量の約一割に及んでおり、しかも、
個人の零細貯金がその大部分を占める実情を考慮
すれば、農協、漁協等についても、万一の場合に
備えて貯金者の保護に遺憾なきを期し得るよう制
度の整備をはかることが当然必要であると考へら
れますので、今般、預金保険法に準じてこの法律
案を提出することといたした次第であります。

次に、この法律案の主要な内容につきまして御
説明申し上げます。

第一に、貯金保険制度を運営する主体としての
農水産業協同組合貯金保険機構の設立等につ
いて定めてあります。

すなわち、機構の設立については、農業または
水産業及び金融に関して専門的な知識と経験を有
する者七人以上が発起人となり、主務大臣の認可
を受けて、機構を設立することができることと
いたしました。

この機構に対しては、政府及び農林中央金庫そ
の他の政府以外の者が、それぞれ出資を行なうこ
とを予定しておりますが、このうち政府出資につ
きましては、四十八年度予算に七千五百万円を計
上してあります。

また、機構の組織につきましては、役員を最小
限にとどめる等できるだけ簡素にするるとともに、
機構の運営に関する重要事項の議決機関として運
営委員会を設けることとしてあります。

第二に、貯金保険の保険関係について定めてお
ります。
まず、この制度の対象となるのは、信用事業を

行なう農協、漁協及び水産加工業協同組合として
あります。

次に、貯金保険の保険関係は、貯金者のために、
機構とこれらの組合との間に当然に成立するもの
とし、この保険関係に基づき、これらの組合が貯
金等の払い戻しを停止し、解散し、あるいは破産
の宣告を受けた場合に、機構が、貯金者等に対し
し、その請求に基づいて、一定の金額を限度とし
て保険金を支払うこととしてあります。

また、保険料の額は、毎年三月末日における農
協、漁協等の貯金等の額を基礎とし、これに機構
が運営委員会の議決を経、主務大臣の認可を受け
て定める保料率を乗じた額とすることとしてお
ります。

以上がこの法律案の提案の理由及び主要な内容
であります。

何とぞ慎重に御審議の上、すみやかに、御可決
いただきますようお願い申し上げます。

農林中央金庫法の一部を改正する法律案につ
きまして、その提案理由及び主要な内容を御説明申
上げます。

農林中央金庫は、大正十二年に産業組合中央金
庫として設立されて以来、幾多の変遷を経つ
つ、今日まで五十年にわたり、農林水産業者の組
織する協同組合等の中央金融機関として重要な役
割りを果たしてきたのであります。

農林中央金庫の業務の運営は、当初は政府の出
資及び債券の政府引き受け等の助成のもとに、組
合系統内部へ資金を導入することが中心となつて
おりましたが、所属団体の事業活動の充実に伴
い、次第に所属団体から預金が集中するようにな
り、その運用のため、所属団体への貸し付けのほ
か、まず有価証券の取得が認められ、次いで昭和十
年代に時代の要請により、所属団体の発達をはか
るための施設法人や農林水産業に関連する事業法
人に貸し付けを行なうことができることとなりま
した。これらの資金運用の用途は、特に昭和三十
年代に入り、所属団体の預金の量が増大するにつ
れて、金庫業務の重要な内容をなすに至つたので

あります。

また、出資につきましては、当初資本金の半分
を政府が出資してありますが、昭和三十五年
以後は、民間資金のみを資本金とする金融機関と
なり、役員は民間の任命に委ねられて、昭和三十六
年の法改正により従来の政府任命制を改め、理事長
及び監事につきましては出資者総会における選任
に、副理事長及び理事につきましては理事長の任
命によることといたしたのであります。

その後、農協系統を中心とする信用事業の伸長
に伴い、年々農林中央金庫に集積される資金は増
大し、昭和四十七年九月末には、農林中央金庫の預
金残高は約二兆六千七百億円に達するに至りまし
た。他方近年における一般金融情勢は著しく変化
しており、系統金融としてもこれに対応するため
の体質の改善強化をはかる必要に迫られており、
また、農林漁業及びこれを取り巻く環境の変化
にも対応いたしました。系統資金の活用につ
きまして従来のあり方を強化し、かかる変化に対応
することが要請されているのであります。

農林中央金庫は、その存立期間を設立許可の日
から五十年と法定されており、その期日が本年十
月に到来することとなつておりますが、
現下の系統金融をめぐるきびしい情勢に対応し、
系統金融の円滑化をはかるためには、系統金融の
全国中央機関であり、農林中央金庫が果たすべ
き役割はますます重要度を増しつつあります。こ
で、その存立期間に関する制限をはずすこととす
るとともに、その業務権能の拡充強化をはかる見
地から、本法律案を提出した次第であります。

次に、この法律案の主要な内容につきまして御
説明申し上げます。

改正点の第一は、その存立期間の制限に関する
規定を削除して、農林中央金庫の存続をはかるこ
とであります。

第二は、今後の系統金融全体のあり方及び農林
中央金庫の業務権能の拡充強化とも関連して、農
林中央金庫とその所属団体との一層緊密な連携を

確保するため、理事長が補助機関たる副理事長及び理事を任命するにあたり、出資者総会の同意を得ることとすることとあります。

第三は、農林中央金庫の業務権限の拡充強化をはかることとあります。

その一は、所属団体の経営活動の多様化と農林中央金庫の取引範囲の拡大に対処して、内閣為替業務を一般的に行なえるようにするとともに、新たに外国為替業務を行なうことができるようにすることとあります。

その二は、農林中央金庫がその資金を貸し付けることのできる範囲を拡大することとあります。まず、新たに、農林水産業を営む者に対して貸し付けが行なえるようにすることとあります。これは、系統金融の実情から見て、規模が大きく生産性の高い経営を育成するためには、系統組織全体としてこれらの経営が必要とする資金を円滑に供給する必要があるため、農林中央金庫においても単位組合または県段階の連合会の機能を補完して貸し付けが行なえる道を開くものであります。次に、主務大臣の認可を受けて、農山漁村において産業基盤または生活環境の整備の事業を行なう地方公共団体、その他の法人に対し貸し付けができるようにすることとあります。これは、系統資金を公共的性格の強い地域開発のための資金に活用できるようにすべしとの要請にこたえようとするものであります。さらに、農林中央金庫に集積した資金の有効な活用をはかるため、主務大臣の認可を受けて経済社会の発展をはかる見地から農林中央金庫が貸し付けを行なうことが適切と認められる法人に対しても貸し付けが行なえるようにすることといたしております。

その三は、農林中央金庫の業務の円滑な遂行をはかるため、業務実施にあたり必要とされる預金の受け入れ業務、保護預り業務、その他の付随業務につきまして、所要の整備を行なうことといたしております。

以上がこの法律案の提案の理由及び主要な内容であります。何とぞ慎重に御審議の上、すみやかに御可決いただきますようお願い申し上げます。

に御可決いただきますようお願い申し上げます。農業協同組合法の一部を改正する法律案につきまして、その提案理由及び主要な内容を御説明申し上げます。

農業協同組合は、農業生産力の増進と農民の経済的、社会的地位の向上をはかることを目的とする農民の協同組織として、昭和二十二年に発足して以来、わが国経済及び農業の推移、発展とともにその活発な活動を展開してきたところであり、申すまでもなく、最近のわが国の農業をめぐる情勢はきびしいものがありますが、このような局面の打開をはかり、農業の発展と農民の地位の向上の向上を期する上で、農業協同組合の役割りに待つところをきわめて大なるものがあり、農業協同組合がその期待に十全にこたえ得る体制を整えることが重要な課題となっております。

このような情勢のもとで、政府としては、昭和三十六年に農業協同組合併助成法を制定し、以来、これに基づいて農業協同組合の合併を推進し、その経営基盤の充実、強化につとめる一方、昭和四十五年には、農業協同組合法の一部改正を行ない、集団的生産組織に關連する制度面の改善、組合の事業範囲の拡大、総代会制度の整備等の措置を講じたのでありますが、さらに、その後一般金融情勢の変化をはじめ、農協系統金融をめぐる内外の情勢変化に即応し、また農協系統金融のあり方についての農政審議会をはじめとする各方面の御意見の趣旨をもくんで、他の農業金融制度の改善とも相まつて、農業協同組合の信用事業に關する制度的改善措置を講ずることが緊要の課題となつており、これとあわせてその他にも、当面、早急に措置を要する点がありますので、今般、農業協同組合法の一部改正を提案することとした次第であります。

以下、この法律案の主要な内容につきまして御説明申し上げます。

改正の第一点は、組合の金融機能の拡充をはかることとあります。

これは、最近における組合員の経済活動の多様化と組合の事業規模の拡大等に対応しまして、信用事業を行なう農業協同組合に対し、手形の割引、組合員の債務の保証、内閣為替取引、有価証券の払い込み金の受け入れ等の取り扱い及び金融機関の業務代理等の事業能力を、また信用事業を行なう農業協同組合連合会に対し、有価証券の払い込み金の受け入れ等の取り扱いの事業能力を、それぞれ賦与しようとするものであります。

改正の第二点は、資金の貸し付け範囲の拡大をはかることとあります。

これは、増大する系統資金を地域開発関係資金として活用することとし、そのため、一つには、地方公共団体を主たる構成員等とする非営利法人に対する資金の貸し付け、二つには、農村地域における産業基盤または生活環境の整備のために必要な資金の貸し付けを、組合が、それぞれ員外利用の制限の枠外で行なうことができるようにするものであります。

改正の第三点は、組合の行なう宅地等供給事業の事業範囲の拡大をはかることとあります。

農地の転用を計画化し、土地利用の調整をはかるとともに組合員の生活の安定をはかるため、組合は、従来から農地等処分事業を行なつていてるところであります。組合員の多様な要請にこたえるため、この際この事業の事業範囲を拡大して、新たに、給食員から委託を受け、組合員から借り入れ、または組合員から買入れて土地の貸し付けを行なうことができるようにするとともに、この事業の円滑な実施と土地利用の効率化をはかるため、住宅その他の施設の建設もあわせ行なうことができるようにするものであります。

とができるようにするものであります。最後に、農業協同組合連合会の権利義務の包括承継の道を開くこととあります。

これは、最近における郡市単位の広域合併等の進展に伴い、農業協同組合連合会が、会員数が減少したことにより法定解散する場合におきまして、その会員たる組合が当該農業協同組合連合会の機能を円滑に承継することができるよう、合併に準ずる手続により、その権利義務を包括承継することができるようにするものであります。

以上がこの法律案の提案の理由及び主要な内容であります。

何とぞ慎重に御審議の上、すみやかに御可決いただきますようお願い申し上げます。

○委員長(亀井善彰君) なお、四案に対する補足説明の聴取は、議事の都合によりこれを省略し、その資料を本日の会議録に掲載することにいたしますと存じますが、御異議ございませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり」

○委員長(亀井善彰君) 御異議ないと認めます。それではこれより四案の質疑に入ります。質疑のある方は順次御発表御発言願います。

○辻一彦君 じゃ、私先ほど提案説明ありました農水産業協同組合貯金保険法案について三点だけちょっと伺っておきたいと思ひます。この詳細はあとの質疑に譲ることにして、その前提になる預金の対策という点から、特に預金面、貯金面で漁協が非常におかれていると、その実態について三點だけ簡潔に伺いたいと思ひます。

一つは、漁業協同組合の貯金総額がまず幾らで、漁協で信用事業を営んでおる組合の数はどのくらいか。それを農協と比較した場合にどういふように評価できるか、簡単に教えてください。

○政府委員(荒勝毅君) いま御質問いただくと思つてなかつたものですから実は資料を持ってこなかつたのですから、申しわけございませんが、あとで資料で答弁いたしますと思ひます。

○辻一彦君 じゃあ、それは数字はあとで知らし

てもらえばいいです。

それから全般としてこの漁業協同組合の預金とかが貯金が、農協に比べてかなりおくられておるのですけれども、これをよく大まかに考えてこれを評価してどうしようかというようにするか、このことについてちょっと所見を伺いたいと思います。

○政府委員(荒勝巖君) 私、まあ農協についてあとで局長からお話があると思いますが、農協の場合、非常に農産物の販売代金のほかにも多少最近の不動産等の値上がりもありまして、その値上りによる売却分が、多少どころか非常に貯金としてふえておられるのではなからうかというふうには、ほとんど判断しておりますが、水産の場合には、ほとんど不動産というものがございませんで、実際問題としましては、水産物の売り上げ代金のうち、所得に属する部分の相当分が貯金されておる、預金されておるということで、そういう意味で、多少魚の値上りがございまして、預貯金としての歩どまりは農協ほど高くなっております。というふうな理解しておる次第でございます。

○辻一彦君 もう一つ銀行等を対象にする預金保険制度が一昨年発足したのですが、農漁協を対象にする制度の提案が今日に至ったその事情というものをごとつ御説明していただきたいと思ひます。

【委員長退席、理事初村謙一郎君着席】

○政府委員(内村良英君) 一般の金融機関に対する預金保険機構は、ただいま先生から御指摘がございまして、昭和四十六年から発足したわけでございます。その際農協あるいは漁協、あるいは水産加工協同組合についての預金について、いかなる保護措置をとるかということが議論になりました。この一般の預金保険機構に加入させるかどうかということが論議の対象になったわけでございます。その場合、一つの論議といたしまして、一般の金融機関は金融そのものしかやっていない。ところが、協同組合の場合には、金融事業以外に経済事業をやっておる。そこで、経済事業で経営が破綻して、金融事業に影響が出てくると

いうような場合に、一般の保険機構の中に入れておきますと、そういったリスクについて他の金融機関もそれを負担することはどうかというような議論が出たわけでございます。そういうこともございまして、一般の預金保険機構をつくる際には、協同組合につきましても、これを別だとするというふうなことになりました。たしか国会の附帯決議でも、協同組合につきましても、すみやかに預金保険機構を整備せよというふうな附帯決議がついたわけでございます。その後政府部内でもいろいろ検討いたしました。今般この国会に提案をしていこうという次第でございます。

○辻一彦君 この問題については、いずれあとに詳細にまた質疑を続けたいと思ひます。

そこで、私、きのう水産庁がPCB汚染による魚の汚染問題について精密調査の結果を発表しております。これについて若干の質問を行ないたいと思ひます。

まず第一に、長官から昨日発表されました魚のPCB汚染に関する精密な調査について、簡潔に精密調査の結果とその対策、要点をちょっとお伺いしたいと思ひます。

○政府委員(荒勝巖君) 最近来PCBの魚介類に対する汚染問題が非常に問題になってきておりますので、昨年の十二月に環境庁と一緒に全国の水城百十水域につきましても、PCBの汚染状態の概査といたしまして、そういう調査をしたのであります。そのうちこれは汚染されていると思われ地区十四水域につきましても、あらためてことしの二月から一地域について二百検体の魚介類を調査するというので、各都道府県に調査をお願いいたしました。その調査結果がまとまりましたので、その結果につきましても昨日発表いたしました。

簡単にその内容を申し上げますと、十四水域につきましても二千二百七十三検体を調査しました次第でございますが、そのうち、三PPMという厚生省がおきめになっておられます暫定的基準というものをこえるものについては九十八検体、二千

二百七十三検体のうち九十八検体の調査結果が三PPMをこえまして、そしてそのうち淡水魚は、先ほど申し上げましたのは海でございまして、淡水魚につきましても、さらに五百九十六検体調べましたうち、三PPMをこえるものが五十五検体出た。こういうことでございます。今回調べましたうちで、十四水域のうち東京湾、四日市、それから水俣湾水域、それから日和佐港水域——これは徳島県でございますが、この地域は三PPM以下でございましたので、これは全然被害が、汚染状況が一応ないという判断をいたしました。その結果を発表させていただきます次第でございます。

○辻一彦君 その概要はそれで一応伺いました。私の福井県敦賀湾のほうでは五月の上旬ぐらからこの港内あるいは湾内の魚がかなり高度に汚染をされておる、そういううわさが流れて、漁民の人が非常に不安感を持っておりまして、また住民の間にもそういううわさ話がいろいろ出た。早くそれを知りたいという声も非常に強かったわけですが、県のほうではこの新聞を見ますと、水産庁が六月の半ばぐらに公表予定である、こういうふうな言っておりました。昨日発表されたそのいきさつについてはどういふふうであるか、その点ちょっと伺いたい。

○政府委員(荒勝巖君) 私たちの手元で大体二月、三月というふうな調査のほうは一応技術的にどうか、技術的には調査を終えまして、その後まあ各県とそれぞれその内容につきまして、事務的に担当者と話合いを詰めておりまして、その間、県によりましては、非常に早くいろいろ対策も含めて検討が進んだようでございますが、県によりましては最後までいろいろ問題が残りました。それで五月を終えましては、全国一斉に発表というところにつきましては、私たちが最後まで一日も早くしたい、こう思っておった次第でございますが、多少、県による県別の準備が一斉に整わなかったということが、多少おくれたような結

果になっておりまして、たまたま今週から環境週間というふうなこともありまして、この際発表に踏み切らしていただいた、こういうふうな御理解願いたいと思ひます。

○辻一彦君 で、福井県では五月の三十一日に一応発表しているわけですね。これは御存じのとおりであります。私の耳にもどうも一〇〇PPMをこえた魚の汚染がある、こういうことでどうだろうかという心配がございふんあるということが聞かされてきました。それから現場では、いわゆるスズキ等の漁業シーズンになるし、それから御存じのように、夏になりますと、釣りなんかからしても早く結果を知って対策を立てたい、こういう声も非常に強かったんですね。ところがこれは六月二日に、たとえば読売の中央紙にも出ておりますが、水産庁と県は、その結果を一月余隠しておいた、こういうふうな表現が使われております。私、漁民にとっては、非常に暮らしの上にも及ぼす深刻な影響があるので、一刻も早く知りたいという、こういう要望が強かったんですね。事実この四月の二十日ごろに結果がわかり、五月の上旬ぐらにはそういううわさが流れ、以来一月間こういうものを、新聞に表現されるように、隠しておいたという事実があったのかどうなのか、この点はいかがですか。

○政府委員(荒勝巖君) 私といたしましては、昨年年末に、今度は水産庁で調査をする、全国一斉に十四水域については調査するというのを外部にも発表いたしました。またその調査につきましても、各関係県に調査をお願いいたしました。いささかありまして、この調査結果につきまして、私といたしましては、全国的な形で中央で一本で発表したい。したがって、県別に、成果といいますが、調査結果がまとまったところから県別に発表するという方法も、あるいはあったかも知れませんが、なるべく中央で統一して発表したいというふうな考えまして、全国の話が、調整がつくまで多少おくられてまいったという

からいろいろ調べられておるわけですが、ここはPCBで、汚染地域といえますか、魚が汚染されていらないのはちょっと納得が私もしきかぬますが、こういう点で、調査の方法等に問題はないか。この点はいかがですか。

○政府委員(荒勝巖君) 今回発表いたしました中に、まあ私自身、最初に、原稿といいますが、原案が上がってまいりましたときに、この東京湾、あるいは伊勢湾というふうに、従来から汚染が非常に強い、何もPCBだけでなく非常に汚染が強いというふうに、常識的にそう思っております。また地区につきまして、今回の調査結果では三PPMをこえるような汚染体の魚種が出てこなかったのみならず、私たちの見た範囲では非常にPCBの含有率といいますが、汚染率は少ない。しかも魚体の数につきましては、今回の東京湾水域で、千葉県の場合にも魚介類は百六十体、それから神奈川県西部水域でも百六十体、あるいは三重県の四日市地元では魚介類では百七十体というふうに、相当やはり多くの検体をとおるわけでございますが、およそ三PPMをこえるようなものは全然存在しなかったというので、これは私自身予想外に、まあ逆に言えば、いい結果といえますか、ほっとしたようないきさつになっておるような次第でございます。しかし、今後の調査につきまして、今回まあシロであるという分析にはなっておりませんが、私といたしましては、この十四水域につきましては、今後の、次のさらに定期的に調査する場合にもやはり調査は継続してなお確認をいたしたいと、こういうふうにご考慮をしております。

○辻一彦君 五地区について、定期検査を待たずして再調査をする用意はないのですか。

○政府委員(荒勝巖君) ちょっと当委員会ではさきようここで申し上げるのには早過ぎるかもわかりませんが、実は水銀の全国汚濁状況調査に正直なところ忙殺されておりました、これを全力をあげて至急早く調査いたしたいというので環境庁といま折衝中でございます、あるいはこ

れと、事務量といいますが、ダブりますとかなか問題がありますので、あるいは、水銀のほうに最優先的にまずやりたいと私は思っておりますので、御要望は十分に頭に入れながら、一応内部で検討させていただきます、こういうふうにご思っております。

○辻一彦君 まあ今日の時点で、水銀汚染の重要さも十分わかります。しかし、この五つの地区がPCB汚染がないということもなかなか納得のいかないことですから、十分ひとつ検討されて再調査をなるべく早くやってもらうようにしたいと思います。

○政府委員(荒勝巖君) そんなにおそい時点ではなくて、実はまあさきうも調査とともに一緒に発表しようかというほど一応用意はしていただいたんですけれども、これはほんとうに事務的な関係方面の決裁といいますが、手続きが少しおくれた関係で発表しなかつたんですけれども、近日中に発表させていただきます、こういうふうにご思っております。

○辻一彦君 そこで住民の、あるいは漁民の健康の問題について二、三伺いたいたんですが、暫定基準では厚生省は三PPMを近海魚について出しておりますが、これでは法的な規制はできないと思っておりますが、今後、残念ながらこういう汚染というものがあつていくと、いろいろなと出てくると、こういう中で漁獲、流通についての法的な規制は必要はないのかどうか、この点、長官どうですか。

○政府委員(荒勝巖君) 私のほうといたしましては、やはり人間に影響力—PCBの人間に対する影響力につきましては、私たちのほうでは独自の判断が非常にいたしかねますので、これは常に厚生省のおきめになる一つの基準というものを判断の材料にしながら、これは今後取り進めてま

いりたいと、こういうふうにご考慮をしております。ただ、本来のPCBの問題につきましては、厚生省自身でも十分検討はされておられまして、三PPMという基準はきめられたようでございますが、三PPMのきめ方としましては暫定的ということ表現がございまして、その暫定的ということにつきましても意味がなくなつていくのか、さらに、あれがどう今後強くなつていくのか、さらに、あるいはもう少し基準が甘くなるのか、これらの点につきましても非常に関心を持っておるわけでございますが、われわれといたしましては、今回の三PPMを一応のよるべき行政の基準といたしまして、まあ県とも協議に多少今回の場合時間をとつたと、これはまあ法的な不備もありませんけれども、直ちに水産庁として漁業法の漁獲禁止という処分には、法律的な根拠から、水産庁にはそういう根拠がないというふうなこともございまして、県と十分御相談いたしました、県のほうで自主規制という措置を知事の名前のもとにやっていたら、ほほ各県ともそういう形で了解が得られたというところで今回の発表に踏み切つたと、こういうふうにご御理解願いたいと思つております。

○辻一彦君 各県ごとにそれぞれ自主規制をかなり広範な幾つかの県でやるわけですが、将来これについての何か法的な規制は考えていますか。その必要はまだないと思つていませんか。

○政府委員(荒勝巖君) この漁獲といいますが、水産物につきましては非常な人体に悪影響のある公害問題が今後さらに乱発といいますが、不幸にして非常にふえていくというようなことになりますれば、私どものほうとしても漁業者の立場から、また消費者の立場から、これらについては十分ひとつ検討せざるを得ないのではなからうかというふうにご考慮をいただいております。いま直ちに踏み切るということにつきましてはひとつ御了解願いたい、こういうふうにご思つておる次第でございます。

○辻一彦君 厚生省に伺いますが、食品衛生上の点から言うと、暫定基準三PPMでどのぐらいの規制力があるのですか。

○説明員(岡部祥治君) 現在、御指摘のように、食品中のPCBの基準につきましては暫定基準でございます。これは食品中のPCBによる汚染をこれ以上汚染させないように防止し、かつ低下させるための行政上の指標としてきめたものでございます。したがって、特に内海内湾の魚介類については三PPMというのも、これも十分に安全量を見込んだものではございますけれども、一応この基準をこえるものにつきましてはその流通を中止せしめる、あるいはその生産地域対策をとりまして流通させないことが好ましい数字でございます。

○辻一彦君 こういう点は、将来食品衛生上の問題としては法的には暫定基準といふのはまだ考へないのですが、法的規制としては、

○説明員(三浦大助君) たいま乳肉衛生課長からお答えありましたように、いまのところ暫定的規制値ということになっておりますが、なお、昨年この規制値をきめたときに、この規制値は平均のおとなの体重を標準にしてきめた規制値でございます。したがって多食者、漁民のような多食者、あるいは乳幼児、あるいは妊婦、こういうものに対する規制もしなければいけません。かといふこともございまして、これらにつきましてはいま検討の最中でございます。したがって、これらの結果が全部出たところで私どもといたしましてはやはり正式な規制値はこれはきめなければいけません。そうなりますと、食品衛生法の七条の規格については、いま検討の段階でございます。この時期には申し上げられませんが、三PPMという数字は、いま検討の段階で、将来変わる可能性はあるということでございます。

○辻一彦君 おとなの平均体重を何キロに見ておられるかわかりませんが、魚を食べるのはおとなに限らず子供も食べるわけですね。そして、

規制されているこのPCBは、三PPMですね、これが小さな子供には「魚を食べる」と言っていて、普通食べさせますが、その場合に、成人の三PPMを子供の場合にあげると、非常に問題があると思うんですが、この点早く検討する必要がありますが、その点どうですか。

○説明員(三浦大助君) たいま先生御指摘のとおり、食品衛生調査会のPCB特別部会というのがございまして、特に魚は赤ちゃんの離乳食に非常に使われるわけでございまして。そういう意味で特に乳幼児の問題については別個に検討するということということで、いま妊婦と乳幼児のこのPCBの規制という問題についてPCB特別部会にはかつておるわけでございまして、あと一回か二回のPCB部会が開かれますと、ここで正式に規制値がきまってくると思います。

○辻一彦君 おそらくその結論が出れば、私は、三PPMはもっと乳幼児、小さな子供についてはこの基準はきびしくなると思うんですが、そういう点を受けて水産庁では、その基準がゆるくなればさらに規制を強化する必要がありますが、これは十分やられる用意がありますね。

○政府委員(荒瀬慶君) 人間の健康にかかわる問題でございますので、私どものほうといたしましては、厚生省の御結論が出次第それについてのまた対応策は十分に対処いたしてまいりたい、こういうふうにご考えております。

○辻一彦君 じゃ、厚生省に。これは小さな子供の場合に非常に私大事だと思うのです。いろいろな研究や学説がありますが、ある学者が新聞にも、これ京都のある大学の先生が出ていますが、白ネズミにこのPCBの供与によって、いろいろな生殖サイクルに異常が起る、こういう問題も出ておりますから、小さな子供に与える影響は非常に大きい。この点から早く結論を出して対処してもらいたいと思っております。

そこでこの高汚染というか、かなり高い濃度の魚がとれている地区における漁民の健康診断ということをやらなければならないか。消費者の

ほうへいけばかなり分散されるけれども、毎日食べるのは、魚を毎日とっているむしろ漁民に多いわけですから、そういう問題の地域の漁民の健康診断をやる必要があると思っておりますが、その点、厚生省どう考えられますか。

○説明員(三浦大助君) 先ほどちょっとお答え申し上げましたが、昨年のPCBの規制値をつくる食品衛生調査会の検討の最中におきまして、今回の暫定的規制値は標準的なおとなのための規制値だと、したがって、多食者については、別途あらためて健康診断をしてその影響調査をすべきであります。こういう委員の見解が出されたわけでございまして、それに基づきまして私も特にPCB汚染の問題になりそうな地域、八郎・八地区でございますが、八地区を選びまして、対象四千名に對しまして健康調査を目下やっております。この健康調査が終わりまして、いま集計をしておりますので、それを参考にしてこの多食者問題に對処したいというふうにご考えております。

○辻一彦君 一つ大體調査報告はまとまりますか。

○説明員(三浦大助君) いま集計中でございますので、一カ月ぐらいはこれかかるかと思っておりますが、はっきりここで日にちを申し上げられませんが、

○辻一彦君 八地区には、今度たとえば非常に問題になった大分の一三〇PPMのウナギの地区、あるいは敦賀湾のスズキ、これは一〇出ま兵庫の四四という数字がありますが、こういう地区はいまの調査の対象になっておりますか。

○説明員(三浦大助君) この八地区は三重県、滋賀県、兵庫県、島根県、香川県、広島県、大分県というふうになっておりますが、その中の地区につきまして、私ちょっとここに資料持って参りませんでしたが、一番この県でも汚染の非常に疑わしいところの地域を選んだということになっておりますが、ちょっとここに資料ございませぬ

で、後ほど先生のほうに資料を御提出いたしたいと思っております。

○辻一彦君 いままで八地区を調査されたのは、けつこうですが、新たにすでに水産庁の調査によつてこういう汚染地域がかなり濃度の高いところが出てくると思えば、私はこの地区の調査もやる必要があると思っておりますが、厚生省と水産庁のほうから、そういう地域の漁民についての調査をやる考えがあるかどうか、この点いかがですか。

○説明員(三浦大助君) 厚生省といたしましては、現在の漁民のいわゆる多食者調査、この結果を待って考えたいと思っております。ただ、PCB問題はカネミの油症患者に一つの事例があるわけでございまして、カネミ患者の場合には二〇〇PPMから三〇〇PPMのものを百二十日間かかって食べたために起こったということでございますが、今回の規制値につきましては、かなり安全性を見てございまして、直接的な急性の障害はないものと私も判断しております。ただ、先ほど先生御指摘のように乳幼児あるいは妊婦という非常に敏感な問題がございまして、したがって全く懸念なしとはこの高い数字から私も断定できません。

したがって、こういう場合には、健康調査、これはもちろんしなければならぬと思っておりますけれども、ただ、いま多食者調査の集計のまっ最中でございます。なるべくこれを早く結論を出しまして、これに對処したいというふうにご考えております。

○辻一彦君 この間土曜日に敦賀市の議会が開かれて、その内容を聞きますと、やはり漁村とかこういう心配のある地区については健康診断等をやつてもらいたい、こういう要求が強く出ておるんですね。県のほうはいろいろな調査を待つて、こういうことであります。もちろん厚生省はいまややつておられるという集計を待つて、これはたいへん大事ですが、問題になるところの漁民の精密な調査というよりも健康診断等です。ね、これに私は手を付ける必要があると思つて、この点は問題地域について幾つかいませぬ

ことはできませんか。

○説明員(三浦大助君) もちろん私も新しく問題が出たところは調査をしたほうがいいと思つて、しかし、いま一般健康調査といつても、なかなかいろいろな疾病の判別というむずかしい問題があるわけでございまして。私も昨年多食者調査のときにやはりきめ手になるのは血液の中のPCBの濃度でございます。この結果が一番診断のきめ手になるのであります。あといろいろ自覚症状その他伺ひましても、ほかの疾病との判別というむずかしい問題がございまして、その点の分析も今度の集計結果からわかつてまいります。で、どういふことをやつたら一番効果的にPCBの影響がわかるか、こういうことをつくるための健康調査でございますので、ひとつその結果を待つてからというところで御了解をいただきたいと思つて

○辻一彦君 それをなるべく早く集計をして結論を出して、そして問題地域についてはぜひその集計した結論に基づいてしかるべき調査、診察等をお願いしたいと思つて

それから敦賀です、いま福井県は市場に上がった魚がどういふ経路を通過して消費者の口に入ったかという喫食調査というのを——これは正確な言い方かどうかわかりませんが、喫食調査というのをやっておりますが、こういうやり方をほかの汚染地域についても調査をする必要はないか、この点どうですか。

○説明員(三浦大助君) 私どもの調査は健康調査だけではなくて、そういう喫食状況といふことも栄養士を動員しましてやっておりますが、そういう日常の調査と、それと健康調査、これに血液検査等のいろいろな検査も加えてやっております。

○辻一彦君 じゃあ、いづれにしても、厚生省のほうはその調査を早く集計してその上に基づいて対策をぜひ強化してもらいたいと思つて、次に私は、公害源の問題について二、三点伺ひ

たいんですが、今度の精密調査の報告によるとかなり高汚染の地域はほぼ公害源が推定されると思っておりますが、この報告には公害源については明らかにされていませんが、この点はどのような考えなのか、長官いかがですか。

○政府委員(荒勝巖君) 私のほうが昨年末の一般的な調査の結果に基づきまして、今回二月、三月と調査いたします調査の方法論をいたしましては、あくまで魚体にPCBがどの程度汚染してあるかどうかということの精密調査に近い調査方法でございます。そういう形で主としてあやしい地区の魚を追いかけてその結果を捕捉したという方法論をとっております。どこから原因者というか、原因があるかということの捕捉の方法はとっておりませんし、また私たちの水産庁の調査では、工場への立ち入りというふうな形のものも法律根拠として何も私たちには持ち合わせてなかったというようなこともありまして、今回の調査の発表からははささしていただいたという結果になっております。しかし、私たちとしましては、こういう調査も精度を高める過程でおのずから、原因の因果関係というものがおのずから明確になってくるものというふうにご考えている次第でございます。

○辻一彦君 六月二日に朝日、毎日、読売等中央紙もたとえ福井県の敦賀湾においては東洋紡績に公害の原因がある。あるいはきょう六月五日、毎日のこれを見ますと、山口の岩国についてはやはり同様に沿岸の東紡岩国工場等が考えられる。あるいは大分の汚染源については大分製紙、あるいは兵庫についてはここに鍾淵化学、三菱製紙というふうに一応ここにあげておられますが、水産庁は大体七割か八割はわかっているというところですが、これについては大体わかっているのですか。ほぼ見当つておるのですか。

○政府委員(荒勝巖君) 年末こういう調査を進めてきました過程におきましてどうしてこういうふうなPCBがこの地区は出るのだろうかということから、PCBを使っておられたであろうと

思われる企業につきましては、常識的な形ではある程度全然知らぬというわけにはいかならないと思っておりますが、しかしわれわれとしては、的確にその企業であるというふうなところまで突きとめるような調査方法はとっていません。またわれわれといたしましては、今後そういう問題も含めまして関係方面と協議して進めてまいりたい、こういうふうにご考えておる次第でございます。

○辻一彦君 それでは水産庁が通達を出して、このPPP、いわゆる原因者負担の原則によって知事、県がその企業と交渉して補償問題を解決せよというような通達を出すときに、そういう通達を出すのですか。

○政府委員(荒勝巖君) 私たちといたしましては、この公害問題の処理につきましては政府の方針でございます。この原因者負担の原則という原則は、今回の調査結果に基づきましてもやはり進めざるを得ないのではないか、こういうふうにご考えておる次第でございます。

○辻一彦君 いやそれならば公害源の企業を明らかにしなければ、その通達が出てもお渉ができません。補償することはできないと思っております。そういう点でそれは一体どの判断にゆだねるのですか、水産庁が判断するのか、県が判断するのか、その点はどのようですか。

○政府委員(荒勝巖君) 私たちといたしましては、被害の状況を明確にするということが非常に大事だと思つたわけでありまして、今回の調査で発表いたしましたように、特に地元を明確にした。単なる何々県の魚というのではなくて、何々県のどここの地元の沖合いの魚というふうに限定いたしましたので、おのずからその加害者といえますか、原因者は逐次明確になると私たちは考えている次第でございます。で、そういう発表のしぶりをいたしました結果、県におきましては相

当その辺の問題は十分掌握されておられるのではなからうか、こういうふうにご期待いたしております。当然県がその辺の明確な原因者につきましても、原因者負担の原則で今後折衝と並びに指導を

行なわれるものというふうにご考えまして、またそういう方針で指導をいたしておる次第でございます。

○辻一彦君 その場合に県が原因者をはっきりする場合に、水産庁はかなり強力な行政指導をやる考えはあるのですか、もう県にまかすばなしですか、その点はどのようですか。

○政府委員(荒勝巖君) 私たちといたしましては、その点につきましては、原因者負担の原則という点で、県は十分に指導するつもりでございます。ただ問題なのは、今回の発表からはささしていただいたようなことについて、私たちが十分企業のことについては調査する能力がなかったことのほか、さらに複合汚染という問題等もからんでおりました。ほんとうにそれが原因者なのかという問題も疑問の余地が相当残っておったというふうにも調査の過程で推論されましたので、今回の発表では、そういうことは一切はささしていただいたというふうにご御理解願いたいと思っております。

○辻一彦君 重ねて伺いますが、県の判断にまかすのですか、水産庁あるいはこの問題については環境庁、通産省、いろいろ連絡をとってそれぞれ取り組んでいるわけですから、そこで合同のような会議によって判断をして、かなり行政指導をやるとかそういうことがあるのですか。全く県のPPPという、原因者負担という原則だけを示せば、あとは県の判断でやれと、そういうふうにご考えておられるのか、その点どのようですか。

○政府委員(荒勝巖君) 今後の先の将来の問題は別といたしまして、今回の発表結果につきましては、県を中心として指導をいたしてまいりたいと、こういうふうにご考えておる次第でございます。

○辻一彦君 県を中心にして指導をするということとは、行政指導も十分やるといふことですか。

○政府委員(荒勝巖君) はい。

○辻一彦君 では次に、私、これに関連して環境庁に伺っておきたいのですが、公害源から出る汚

染源というのは結局工場排水、それがヘドロという形で堆積をしていると、こう思いますが、このいま精密調査が進められたこの地域、これらの汚染源と目される企業等について、工場排水あるいはヘドロの規制についてどういうような対策を打ってきたか、簡単にちょっと報告願いたいと思っております。

○説明員(山村勝美君) まず一つは、PCBというものは、大底底質化したままヘドロが主体でございます。で、もう一点は、その前に工場排水から出る水の問題とヘドロの問題がございます。水の排水につきましては、昨年の七月十七日に排水に対する暫定基準と申しますか、そういうものを指導指針として出しております。それから、ヘドロにつきましては、とりあえず一〇PPM以上含むものについて周辺の精密な分布調査を行なって除去することを検討しなさいという指示をいたしております。

○辻一彦君 具体的にこれは全部もうヘドロの除去というものは大体行なわれておりますか。

○説明員(山村勝美君) まだ現在調査中のものもあるようでございます。かなり実施しているものもございます。

○辻一彦君 このけさの新聞を見ても、大分の地区あるいは福井の敦賀については、ヘドロの除去に取りかかっていると、こういうことが報道されておりますが、簡潔に状況がわかりますか。

○説明員(山村勝美君) 現在ちょっと調査中もございまして、たとえば播磨灘の高砂周辺では、それをしゅんせつすることによって二次公害のおそれがあるという漁民側の要請もあつたために、別の工事方法はないかという検討をしております。ということをお聞きしております。山口については、現在調査中であるというように理解いたしております。その他については、ちょっと私、一瀬田川、琵琶湖につきましてはすでに一部工事に着手してはおります。ちょっと資料持ち合わせありませんので、私の知っている範囲だけ申し上げます。

委員長に御一任願いたいと思存しますが、御異議ございせんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○理事(初村補一 郎君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

本日はこれにて散会いたします。

午後一時二十五分散会

〔参照〕

農業近代化資金助成法及び農業信用保証保険法の一部を改正する法律案提案理由補正

農業近代化資金助成法及び農業信用保証保険法の一部を改正する法律案提案理由補正を補正してご説明申し上げます。

本法律案を提出いたしました理由につきましては、すでに提案理由において申し述べましたので、以下その内容につき若干補正させていただきます。

まず、第一に、農業近代化資金制度の改善措置についてご説明申し上げます。

その一は、農業近代化資金の貸付対象者の範囲の拡大であります。これは、近年農作業の省力化、農業投資の効率化などを図るため、農業協同組合、市町村、都道府県などが一体となって公益法人を設立し、高効率の農業機械により農作業を行なつたり、乳牛等の育成などを行なつたりする例がみられますが、これらは農業経営の近代化に寄与するところが大きいと認められますので、これらの公益法人を貸付対象者としようとするものであります。

その二は、貸付限度額の引上げであります。

貸付限度額は、農業近代化資金制度の創設以来据え置かれたままになっておりますが、近年経営規模の大きい農業者等に対しては、現行の貸付限度ではその資金需要に十分対応できない場合がみられますので、現行の貸付限度額を五倍に引き上げることとしております。

第二は、農業信用保証保険制度の改善措置につ

いてご説明申し上げます。

その一は、農業信用基金協会の会員資格の拡大であります。今回新たに農業近代化資金の貸付対象者とされる者に対しても農業近代化資金等が円滑に融通されるようにするため、基金協会の債務保証を受けることができることとする必要があり、このためその者に基金協会の会員資格を与えようとするものであります。

その二は、保証保険制度の改善であります。農業信用保証制度は、ご承知のとおり、都道府県段階の農業信用基金協会が農業者等の融資機関に対して負う債務の保証を行ない、その保証につき全額段階の農業信用保証協会が保証を行なうという仕組みになっております。この場合、保証協会が保証をすることができる資金の範囲は、農業近代化資金と総合資金制度にかかるとは限られておらず、このため農業者等が必要とする農業経営のための運転資金などは一般に保証に付する途がありませんので、農業信用基金協会の円滑な保証業務の遂行上問題があり、このことが農業者等に対する資金の融通の円滑化にも影響を与えております。このため、農業近代化資金以外の資金であつても農業経営の改善に資する資金については、保証に付することができるようとするものであります。

また、現在、基金協会の行なう債務保証は借入金元本のほか利息も含めてその対象としておりますが、農業信用保証協会の保証保険については、借入金元本のみしか保険の対象になっておりません。しかしながら、長期の借入金については利息部分の占める割合が大きいので、今回、長期の借入金については借入金元本のほか遅延利息以外の利息をも保証に含めることにより、当該借入金にかかる資金の円滑な融通を図ることとしております。その三は、融資保険制度の改善であります。融資保険制度は、現在農林中央金庫が貸し付ける資金について農業信用保証協会が保証を行なうものであります。この場合の融資保険に付することのできる資金は、保証保険の場合と同様に一定の資金

に限られていますが、今回、保証保険に付する資金の範囲を拡大することに伴い、融資保険についてもその範囲を拡大することとしております。

また、近年農業者等の資金需要は大口化してきており、近年農業者等の資金需要は大口化してきておりますが、大口資金については、基本協会の保証では対応しきれない場合が生じておりますので、信用農業協同組合連合会を融資保険の対象者として新たに加えることとしております。

さらに、今申し述べました融資保険制度の改善に伴い、融資保険の対象者である融資機関の自主性を尊重することとし、融資保険の保険方式につき融資機関の貸付けにより自動的に保険関係が成立する包括保険方式を廃止し、融資機関の選択により保険関係が成立する選択保険方式に統一することとしております。

その四は、融資資金制度の改善であります。融資資金制度は、基金協会の農業近代化資金にかかるとは限られておらず、このため農業者等が必要とする農業経営のための運転資金などは一般に保証に付する途がありませんので、農業信用基金協会の円滑な保証業務の遂行上問題があり、このことが農業者等に対する資金の融通の円滑化にも影響を与えております。このため、農業近代化資金以外の資金であつても農業経営の改善に資する資金については、保証に付することができるようとするものであります。

また、現在、基金協会の行なう債務保証は借入金元本のほか利息も含めてその対象としておりますが、農業信用保証協会の保証保険については、借入金元本のみしか保険の対象になっておりません。しかしながら、長期の借入金については利息部分の占める割合が大きいので、今回、長期の借入金については借入金元本のほか遅延利息以外の利息をも保証に含めることにより、当該借入金にかかる資金の円滑な融通を図ることとしております。その三は、融資保険制度の改善であります。融資保険制度は、現在農林中央金庫が貸し付ける資金について農業信用保証協会が保証を行なうものであります。この場合の融資保険に付することのできる資金は、保証保険の場合と同様に一定の資金

説明を終わります。

農水産業協同組合貯金保険法案提案理由補正説明

農水産業協同組合貯金保険法案につきまして、提案理由を補正してご説明申し上げます。

この法律案を提出いたしました理由につきましては、すでに提案理由において申し述べましたので、以下その内容につき若干補正させていただきます。

第一に、農水産業協同組合貯金保険機構についてありますが、この関係では、まず、機構の資本金を政府および農林中央金庫その他の政府以外の者が出資することとしたらして、政府出資につきましては、四十八年度予算におきまして七千五百万円を計上してあります。政府が出資いたしますのは、この制度が貯金者保護および信用秩序の維持という極めて公共性の強い目的を有するものであり、この目的達成のために設立される農水産業協同組合貯金保険機構に出資することは、政府の姿勢として望ましいと考えられるからであります。

また、政府以外の出資団体いたしましたは、農林中央金庫、日本銀行および信連等の系統金融機関を予定しており、これらの者から政府出資と同額の出資を募ることにより、機構の資本金を総額で三億円とすることを予定いたしました。次に、機構の設立につきましては、農業または水産業および金融に關して専門的な知識と経験を有する者七人以上が発起人となり、定款を作成して、主務大臣の認可を受け、設立の登記をすることにより成立することとしております。この機構の組織につきましては、できるだけ簡素にするにとともに、系統金融機関の自主性を尊重する趣旨から、役員は、理事長、理事および監事のいずれも一人ずつと少数にとどめ、別に農協、漁協等の系統団体の代表者七人以内ならびに理事長および理事をもって構成する運営委員会を設け、これに定款の変更、予算、決算等の機構の運

管に関する重要事項を決定する権限を与えることとしております。

また、機構は、保険金の支払について必要があるときは、主務大臣の認可を受けて政令で定める額の範囲内で農林中央金庫または日本銀行から資金の借入れをすることができるとしてありますが、これは、事故率について経験的な資料に乏しいこともあり、一時的な資金不足が生ずるおそれもあることを配慮したものであります。

なお、この借入金限度額につきましては、政令で百億円と定める予定であります。

このほか機構の余裕金の運用方法等につき所要の規定を設けております。

第二に、貯金保険の保険関係についてであります。

まず、この保険制度による保険関係は、農協、漁協および水産加工業協同組合が貯金等の受入れの事業を行ない、これに係る債務を負うことにより当然に成立することとしております。

次に、この保険関係に基づく保険事故は、組合の貯金等の払戻しの停止、解散の議決、破産の宣告、解散の命令等としており、これらの事故があったときは、機構が各貯金者等にその請求に基づいて当然に保険金の支払をすることを原則としております。ただ、これらの事故のうち、貯金等の払戻しの停止につきましては、当然組合が系統団体の支援または自主的な努力により立ち直ることも予想されるため、例外として、一定期間内に機構がその運営委員会の議決を経て、支払を行なう旨を決定することを条件として保険金の支払を行なうこととしております。

また、これらの保険事故の発生に伴い機構から貯金者等に支払われる保険金の額は、各貯金者ごとにその貯金および定期積金の元本の額を合算した額としておりますが、この制度の一般大衆貯金者の保護という目的にかんがみ、一定の限度額を設定することとしており、この限度額につきましては、政令で預金保険制度と同様百万円と定めることを予定しております。

さらに、保険料の額は、農協、漁協等が、毎年、その年の三月末日の貯金等の残高に機構が運営委員会の議決を経て、主務大臣の認可を受けて定める保険料率を乗じて計算した額とし、この保険料を組合が毎年六月末までに機構に納付することといたしてあります。

その他、この制度の適正な運営を確保するため、罰則その他の所要の規定を設けております。以上であります。

農林中央金庫法の一部を改正する法律案提案理由補足説明

農林中央金庫法の一部を改正する法律案につきまして、提案理由を補足してご説明申し上げます。

本法律案を提出いたしました理由につきましては、すでに提案理由において申し述べましたので、以下その内容につき若干補足させていただきます。

まず、第一に総則の規定の整備についてであります。

その一は、農林中央金庫が業務の代理を行なわせることができる機関として農業協同組合、漁業協同組合等を追加することであり、これは、主として今回農林中央金庫から農林水産業を営む者に対し直接貸付けの途をひろくこととしたことに関連して、その貸付けに関する業務の一部を単位組合に代理させることが必要かつ適切であると考へたことによるものであります。

その二は、資本金に関する規定の整備であります。農林中央金庫の資本金は、当初三千万円で発足しましたが、現在は百億円となっており、すでに法の規定を現状に合わせることも、すでに過去のものとなつて規定を削除することとしております。

その三は、出資資格者に関する規定について、産業組合等すでに法制上存在しない法人について整理することであり、

第二に、補欠役員任期の規定であります。副

理事長および理事の任期につきましては提案理由において申し述べましたように、出資者総会の同意を要することとしたが、この同意を得る手続の関係からみまして極力役員任期をそろえることが望ましいと考えられますので、新たに補欠の役員任期を前任者の残任期間とするものとしたのであります。

第三は、法第十三条の業務の改正についてであります。

その一は、為替業務の拡充についてであります。農林中央金庫は、現在所屬団体のためにのみ内國為替業務を営むことができるのでありますが、所屬団体およびその構成員の経済活動範囲の拡大に伴い、為替取引を他の金融機関とも提携し、今後一層活用する必要に迫られております。しかるに、現在のように、相手方が法律上限定されておらず、今後為替取引業務の合理化を図るうえで障害となると思われ、今回この限定を削ることとしたのであります。また、近年、所屬団体やいわゆる協同会社が飼料の輸入等農水産物の輸出入に積極的に取り組んでおりますが、これに必要な外国為替業務についても農林中央金庫において行なえることとしたのであります。

その二は、預金の受入れ範囲の拡大であります。現在、農林中央金庫が預金の受入れのできる相手方として、貸付けの相手方や為替取引の相手方は法律上規定されていないのでありますが、現実の金融業務におきまして、これら取引の相手方の取引上必要な資金を一時的に預かることは必要かつ不可欠でありますので、法律上これができるとして、あわせて農林債券の応募者等からも預金の受入れができることとしたのであります。

その他、金融機関が一般に行なつております保護預り業務につきましても取引上必要とされる範囲で拡充し、また、所屬団体やいわゆる協同会社のために出資または株式の払込金の受入れ等が行なえることとする等、業務機能の拡充を図ることとしております。

第四は、新たに第十四条ノ三として、貸付けに

関する規定を設けたことでもあります。農林中央金庫は、これまで、第十三条および第十四条の規定による所屬団体に対する貸付けのほか、第十五条および第十五条ノ二の規定により、業務上の余裕金の運用として出資資格団体、施設法人、関連産業法人および金融機関に貸付けを行なつてまいりましたが、今回さらに農林水産業を営む者への直接貸付け、農山漁村の産業基盤または生活環境の整備の事業を行なう地方公共団体等への貸付け等貸付けの範囲の拡大を図ることとしたのであります。なお、これらの貸付けは、従来の第十五条および第十五条ノ二に規定されている貸付けとあわせて業務として明確に規定することとしたものであります。この規定による業務が、第十三条および第十四条の規定による本来の業務の遂行を妨げてはならないことは当然であります。

第十四条ノ三の規定におきましては、第一号では出資資格団体および農林水産業を営む者で命令で定めるものに対し、貸付け等ができることとしております。同条第二号では主務大臣の認可を受けて貸付け等ができる対象として、施設法人および関連産業法人のほか、農山漁村の産業基盤または生活環境の整備の事業を行なう地方公共団体その他の法人および経済社会の発展を図る見地から農林中央金庫が貸付けを行なうことが適切と認められる法人であつて命令で定めるものを規定してあります。同条第三号は、金融機関に対する貸付けでありまして従来から行なつていたものであります。同条第四号は、新たに、農林債券の所有者に当該債券を担保とする短期貸付けができることとしたものであります。これは、他の債券発行金融機関がすでに行なつていたものであります。

第五に、附随業務が行なえる旨を規定したことでもあります。農林中央金庫は、これまでは附随業務に関する規定がなかったため、業務に附随して当然必要となる業務につきましても法的根拠がなく著しく制約されておりました。他の金融機関の場合、おおむねそれぞれの根拠法におきまして附随業務を行なえる旨の規定がございますので、これ

らとの均衡からも、附随業務を営める旨を明定することとしたのであります。

その他、関係法律の改正等所要の規定の整備を行なうこととしております。

以上をもちまして農林中央金庫法の一部を改正する法律案の提案理由の補足説明を終わります。

農協協同組合法の一部を改正する法律案提案理由補足説明

農協協同組合法の一部を改正する法律案につきまして、その提案理由を補足してご説明申し上げます。

本法律案を提出いたしました理由につきましては、すでに提案理由において申し述べましたので、以下その内容につき若干補足させていただきます。

第一に、組合の金融機能の拡充強化についてであります。

第一に、組合の金融機能の拡充強化についてあります。これにつきましては、今回の措置により、組合の金融機能は格段に強化されることとなる一方、これが放漫に運用されることとなれば、単協経営に悪影響を及ぼすおそれもないのであります。このため、債務の保証につきましては、その相手方は、国、地方公共団体または定款で定める金融機関に限ることとし、また内国為替取引につきましては、組合がその事業を行なおうとする場合には、総会の決議を経て、内国為替取引規定を定め、行政庁の承認を受けなければならぬこととしております。指導面においても例えば手形の割引については、その業務に関する指導基準を設ける等、これら業務の適正な実施について、万全の指導をまいりたいと考えております。

第二に、資金の貸付範囲の拡大についてであります。

まず、この措置の対象となる資金の貸付につきましては、員外利用制限の枠外でこれを行なうことができることとしておりますが、この無制限な運用によりかりにも組合金融の本旨にもとることのないように、この貸付は、組合員のために

する事業の遂行を妨げない限度においてのみこれを認めることとしております。

同様の趣旨から、この貸付をあまりに長期のものとするには問題があると思われましますので、その償還期限につきましては、政令で、十年以内限定することを考えております。

また、地方公共団体または地方公共団体を主たる構成員等とする非営利法人に対する貸付につきましては、対象団体の公的性格にかんがみ、償還期限を右のように限定するほかは、資金の種類等を制限することはよく考えておりませんが、農村地域における産業基盤または生活環境の整備のために必要な資金の貸付につきましては、償還期限を制限するほか、農村地域工業導入促進法、低開発地域工業開発促進法等に基づく計画の達成のために必要な施設資金等に限ることとするなど、資金の種類等についても制限することを考えております。

第三に、宅地等供給事業についてであります。

今回の改正は、従来から実施してあります農地等処分事業の事業範囲を拡大することを目的とするものであります。この事業は、本来組合員の貴重な資産を取り扱うものであることから、その利益保護について十分な配慮が必要であると考えられるうえに、今回の改正による貸付方式の導入により長期にわたる契約関係によつて組合員が拘束される場合が生ずるため、その利益保護についてはより一層の配慮が望まれているところであります。

また、この事業については、農協面における効率的な土地利用を確保するとともに、地方公共団体等の開発計画とも斉合性を保ちつつ実施される必要があることもいうまでもないことであります。

このような理由に基づき、この事業の適正な実施を確保するため、この事業を実施しようとする組合は、総会の決議を経て、宅地等供給事業実施規程を定め、行政庁の承認を受けなければならないこととしており、この承認等を通じて、この事

業の適正な実施を指導してまいりたいと考えております。

第四に、共済規程の変更手続きの簡素化についてであります。この総会決議を要しないこととする共済規程の変更は、共済事業の種類の変更でなく、かつ、その変更の前後を通じてその組合に一切共済責任がない場合に限り、定款でその旨を定めることができることとしております。

これは、系統の各段階を通じ、全国的にも統一的な仕組みのもとに実施されている共済事業につきましては、個々の組合の総会において共済規程の変更を独自に議決する余地は極めて乏しい実情にありますので、このような実情を考慮し、新種の事業の実施や、既存の事業の廃止など、単なる事業の仕組みの変更とはいえないもの、および組合が共済責任を保有する共済事業についての共済規程の変更のように、単なる事業の仕組みの変更の場合であつても組合の収支の動向に影響を及ぼすおそれのあるものは別として、その他の共済規程の変更につきましては、その変更の手続きを簡素化し、組合運営の合理化を図ろうとするものであります。

ただ、その場合においても、この簡素化の措置は定款で定めることを要するとともに、総会決議を省略して行なつた共済規程の変更の内容については、組合は、組合員に十分周知させる措置をとるべき旨を政令に規定し、この簡素化の措置により、組合と組合員との関係が稀薄化することのないよう配慮したいと考えております。

第五に、農協協同組合連合会の権利義務の包括承継についてであります。

会員が一人となつた農協協同組合連合会の存続期間中は、その会員たる組合がその権利義務を包括承継するためのいわば準備期間として設けられるものであります。この期間中に、その連合会は、当然に解散することとしております。

その会員たる組合とは組織レベルが異なるので通常の合併の形式をとることができないため、新しくひらいたみちであり、実質的には合併と異なるものではないといつて差し支えないものであることから、合併の場合に準じ、承継組合の権利義務の包括承継により不動産の取得をした場合、登録免許税を軽減し、不動産取得税は非課税とするものとしております。

以上であります。

五月十一日本委員会に左の案件を付託された。

一、政府保有の過剰米及び政府操作飼料の半額以下での売却に関する法律の制定等に関する請願（第一六六八号）

第一六六八号 昭和四十八年四月二十日受理
政府保有の過剰米及び政府操作飼料の半額以下での売却に関する法律の制定等に関する請願（四通）
請願者 徳島市国府町日開九四四ノ三南井
上農協同組合長 上田宏外三百三十九名

紹介議員 久次米穂太郎君
この請願の主旨は、第九七九号と同じである。

五月十七日本委員会に左の案件を付託された。

一、飼料確保の緊急対策に関する請願（第二二二六号）

第二二二六号 昭和四十八年五月十日受理
飼料確保の緊急対策に関する請願
請願者 長野市大字南長野野長野県議会議長
高橋楯

紹介議員 小山邦太郎君
裏産経営の安定的な発展を図るため、左記事項の早期実現を強く要請する。

一、政府操作飼料及び過剰米を飼料用として、早期に低廉な価格で集中的に放出すること。

二、配合飼料価格安定基金の拡充強化を図ること。

と。

この請願の趣旨は、第二五一二号と同じである。

第二五一三号 昭和四十八年五月二十一日受理
造林の技術策確立に関する請願(二通)
請願者 石川県鹿島郡田鶴浜町字田鶴浜二部二五四乙ノ二田鶴浜町森林組合
長 中村幸教外一名
紹介議員 安田 隆明君

民有林に対する造林の技術策として、左記事項の実現を図らねばならない。
一、民有林の造林は、森林組合作業班員など民有林の労働者によつて推進されているので、森林組合作業班員に対して思い切つた退職長期共済基金の創設、失業保険の当然適用等社会保障制度を早急に充実すること。
二、民有林の造林に対する保育補助の全面拡大、造林融資条件の徹底的緩和、とくに伐採時点までの償還すべし等の根本改正を図ること。さらに、今国会に提出されている森林法の一部改正による森林組合の「森林経営」など事業範囲の拡大に対応する新規資金制度の創設等民有林造林推進のため、抜本的な財政措置を講ずること。

理由
今国会に提出された「国が行なう民有林野の分収造林に関する特別措置法案」は、森林組合の自主的な造林を排除しようとするもので、基本的に相いれないものである。

第二五一六号 昭和四十八年五月二十一日受理
造林の技術策確立に関する請願(二通)
請願者 新潟県西津市北小浦三五ノ二内海府森林組合長 後藤仁太郎外一名
紹介議員 塚田十一郎君

この請願の趣旨は、第二五一三号と同じである。
第二五一七号 昭和四十八年五月二十一日受理
造林の技術策確立に関する請願(五十七通)
請願者 長野県下那郡根羽村二、一七三根

羽村森林組合長 平岩平志外五十六名
紹介議員 若林 正武君

この請願の趣旨は、第二五一三号と同じである。
第二五一八号 昭和四十八年五月二十一日受理
造林の技術策確立に関する請願
請願者 徳島県美馬郡穴吹町口山字宮内八三ノ二穴吹町森林組合長 仁木甚助
紹介議員 久次米健太郎君

この請願の趣旨は、第二五一三号と同じである。
第二五二五号 昭和四十八年五月二十一日受理
造林の技術策確立に関する請願
請願者 愛媛県喜多郡長浜町大字長浜甲四六一長浜町森林組合長 菊地嘉彦
紹介議員 増原 恵吉君

この請願の趣旨は、第二五一三号と同じである。
第二五七三号 昭和四十八年五月二十二日受理
造林の技術策確立に関する請願
請願者 徳島県板野郡上板町鍛冶屋原字北原四三ノ四上板町森林組合長 岡田英彦
紹介議員 久次米健太郎君

この趣旨の請願は、第二五一三号と同じである。
第二五七四号 昭和四十八年五月二十二日受理
造林の技術策確立に関する請願
請願者 石川県河北郡津幡町字津幡津幡森林組合長 矢田富雄
紹介議員 安田 隆明君

この請願の趣旨は、第二五一三号と同じである。
第二五七八号 昭和四十八年五月二十二日受理
造林の技術策確立に関する請願(七通)
請願者 千葉県印旛郡四街道町四街道町森林組合長 大川日出明外六名

紹介議員 菅野 儀作君
この請願の趣旨は、第二五一三号と同じである。
第二五九五号 昭和四十八年五月二十三日受理
造林の技術策確立に関する請願
請願者 徳島県那賀郡木頭村大字和無田字イワツシ二五ノ一木頭村森林組合長 岡田照助
紹介議員 小笠 公韶君

この請願の趣旨は、第二五一三号と同じである。
第二五九六号 昭和四十八年五月二十三日受理
造林の技術策確立に関する請願
請願者 群馬県群馬郡倉沢村大字権田甲二、五四〇倉沢森林組合長 市川八十夫
紹介議員 佐田 一郎君

この請願の趣旨は、第二五一三号と同じである。
第二五九七号 昭和四十八年五月二十三日受理
造林の技術策確立に関する請願(三通)
請願者 新潟県南蒲原郡田上村田上村森林組合長 小柳清八郎外二名
紹介議員 佐藤 隆君

この請願の趣旨は、第二五一三号と同じである。
第二五九八号 昭和四十八年五月二十三日受理
造林の技術策確立に関する請願(二通)
請願者 群馬県前橋市大手町三ノ九ノ一六群馬県森林組合連合会会長 真下玄永外一名
紹介議員 高橋 邦雄君

この請願の趣旨は、第二五一三号と同じである。
第二五九九号 昭和四十八年五月二十三日受理
造林の技術策確立に関する請願(十八通)
請願者 愛媛県伊予郡中山町大字中山丑一六七ノ三中山町森林組合長 宮田真実外十七名

紹介議員 増原 恵吉君
この請願の趣旨は、第二五一三号と同じである。
第二六二一号 昭和四十八年五月二十三日受理
造林の技術策確立に関する請願
請願者 徳島県三好郡山城町大川持五一八ノ九山城町森林組合長 井下佐人
紹介議員 久次米健太郎君

この請願の趣旨は、第二五一三号と同じである。
第二六二二号 昭和四十八年五月二十三日受理
造林の技術策確立に関する請願(十五通)
請願者 茨城県多賀郡十王町友部一、二九ノ二十四名
紹介議員 中村 登美君

この請願の趣旨は、第二五一三号と同じである。
第二六二三号 昭和四十八年五月二十三日受理
造林の技術策確立に関する請願(十五通)
請願者 千葉県山武郡成東町和田 椎名英太郎外十四名
紹介議員 木島 義夫君

この請願の趣旨は、第二五一三号と同じである。
第二六二四号 昭和四十八年五月二十三日受理
造林の技術策確立に関する請願(六通)
請願者 茨城県那珂郡緒川村緒川村森林組合長 山口七郎外五名
紹介議員 那 祐一君

この請願の趣旨は、第二五一三号と同じである。
第二六三〇号 昭和四十八年五月二十四日受理
造林の技術策確立に関する請願(二十九通)
請願者 宮城県刈田郡蔵王町大字四丁目字堀の内四蔵王町森林組合長 佐藤甲二外二十八名
紹介議員 片山 正英君

この請願の趣旨は、第二五一三号と同じである。

第二六三〇号 昭和四十八年五月二十四日受理
造林の抜本策確立に関する請願

請願者 千葉県印旛郡印旛森林組合内 篠田有恒

紹介議員 渡辺一太郎君

この請願の趣旨は、第二五一三号と同じである。

第二六九八号 昭和四十八年五月二十四日受理
造林の抜本策確立に関する請願(二十六通)

請願者 宮城県気仙沼市本郷一三ノ八気仙沼市森林組合長 鮎貝盛益外二十五名

紹介議員 高橋文五郎君

この請願の趣旨は、第二五一三号と同じである。

第二七〇〇号 昭和四十八年五月二十四日受理
造林の抜本策確立に関する請願

請願者 鳥取市湖山町字大石橋七八二ノ七鳥取県森林組合連合会会長 生田泰治外二十八名

紹介議員 宮崎 正雄君

この請願の趣旨は、第二五一三号と同じである。

第九号中正誤

ページ 段行 誤

正

二 一 一 から 四 のか のが

三 一 一 法業 法業

六 二 一 七 需要 調整

七 一 一 〇 初め

八 二 一 〇 水沼さん 小沼さん

一〇 二 一 〇 吉田泰夫君 吉田泰夫君

一五 一 一 〇 一から 〇 ませんから ません

一六 一 一 〇 一から 〇 新聞送 新聞

一六 一 一 〇 一から 〇 新聞送 新聞

一六 一 一 〇 一から 〇 新聞送 新聞

昭和四十八年六月十六日印刷

昭和四十八年六月十八日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局

T